

参議院地方行政委員会會議録第二十六号

昭和三十七年四月二十日(金曜日)

午前十時四十一分開会

委員の異動

四月十九日委員鍋島直紹君辭任につき、その補欠として堀見俊二君を議長において指名した。

本日委員堀見俊二君、小柳牧衛君、小橋治和君及び郡祐一君辭任につき、その補欠として鍋島直紹君、井川伊平君、佐野廣君及び北畠教真君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 小林 武治君
理事 野上 進君
増原 恵吉君
秋山 長造君

委員

井川 伊平君
北畠 教真君
佐野 廣君
西郷吉之助君
館 哲二君
津島 壽一君
鍋島 直紹君
湯澤三千男君
小笠原三男君
加瀬 完君
松澤 兼人君
矢嶋 三義君
山本伊三郎君

國務大臣

文部大臣 荒木萬壽夫君
自治大臣 安井 謙君

政府委員

総理府恩給局長 八巻淳之輔君
大蔵省主計 谷村 裕君
計局次長 平井 勉郎君
大蔵省主計 局給与課長 杉江 清君
文部省管理局長 高橋 末吉君
運輸省鉄道監督 局局長 大上 司君
自治省行政局長 佐久間 彌君
事務局長 堀水与一郎君
常任委員 会専門員 高柳 忠夫君
大蔵省主計 局主計官 宮田 貞夫君
主計監査官 清水 成之君
文部省管理 局福利課長 進藤聖太郎君
文部事務官 石田 政夫君
厚生省援護 局援護課長 松浦 功君
自治省行政 局公務員課長 堀込惣次郎君
自治事務官 日本国有鉄 道厚生局長 八木 利真君

説明員

大蔵省主計 局主計官 高柳 忠夫君
主計監査官 宮田 貞夫君
文部省管理 局福利課長 進藤聖太郎君
文部事務官 石田 政夫君
厚生省援護 局援護課長 松浦 功君
自治省行政 局公務員課長 堀込惣次郎君
自治事務官 日本国有鉄 道厚生局長 八木 利真君

本日の會議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件

○地方公務員共済組合法案(内閣提出)
出

○地方公務員共済組合法の長期給付に
関する施行法案(内閣提出)

○委員長(小林武治君) ただいまから
委員會を開会いたします。

この際、お諮りしたいことがござ
います。

公職選挙法等の一部を改正する法律
案審査のため、参考人の出席を要求し
たしたいと存じますが、御異議ござい
ませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○委員長(小林武治君) 御異議ないと
認めます。参考人の人選及びその他の
手続につきましては、委員長及び理事
に御一任願いたいと存じますが、御異
議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○委員長(小林武治君) 御異議ないと
認め、さよう決定いたしました。

○委員長(小林武治君) 前回に引き続
き、地方公務員共済組合法案及び地方
公務員共済組合法の長期給付に關する
施行法案の兩案を議題といたします。
○矢嶋三義君 まず、先般の委員會で
何いたしました満鉄勤務職員年金通算の
点についてお伺いをいたします。

この件については立法府で長きにわ
たつて論じられ、検討されて参つた問
題で、ここに繰り返してその内容を申
し上げる必要はないと思ひます。た
だ、その満鉄の発足した当時の経緯、
それからその後の職員の置かれまし
た勤務の実態、状況、さらに昨年の国会
で満洲国の官吏であつた諸君に対する
取り扱いが改正された等々、経過、実
態からかんがみ、さらに最近では当院
の内閣委員會において、公共企業体職
員等共済組合法の成立にあたつて、二
月二十二日に、山本委員の提議によつ

て、満鉄在勤職員の通算について、公
共企業体当局並びに政府は普及せよと
いう附帯決議が行なわれた等、立法府
の調査審議した結果に基づく意思表示
が明確になつてゐるわけでありませ
んか、まず、国鉄当局に伺ひたいのであ
ります。

それは、かつて満鉄に勤めた
職員で、現在公務員、あるいは公共企
業体に勤めている職員では国鉄関係が
その業種上最も多いと思ひます。した
がつて、国鉄当局としては、これに重
大関心を今日まで払つて参られたと私
は了承してゐるわけでありませんが、
今、私が申し上げました経緯から、国
鉄当局としては、できるだけ近い機会
に、まあ次の機会までにさらにこれを
検討して満鉄に勤めた職員の通算がで
きる方向に検討し、善処するという方
向づけ、方針のもとに、今後作業を進
められるものと推察をするわけであり
ますが、その点についての御答弁を求
めます。

○説明員(八木利真君) ただいま御質
問のありました満鉄の職員等を共済組
合の年金の關係で通算するかどうかと
いうことでありますが、かつて満鉄の
職員で私どもに勤めておりました者が約
五千六百程度おるわけでありませ
んか。方々は終戦後に国有鉄道に御就職に
なつた方でありましたが、国鉄におきま
して、そのような方々と同じように考
えねばいけない方に、やはり華北鐵道
とか華中鐵道に勤務されておりました
と、そして終戦後また国鉄に就職され
たという方もあるわけでありまして、
このようないわゆる当時の戦争中の困

策会社に勤務されましたような方たち
をどう扱うかということで、私たちが
前から検討しておつたのであります
が、何分にも共済組合法は、従来の共
済組合員であつた者あるいは恩給をも
らつておりました人たちにございま
して、現行の共済組合の期間に入れるの
を建前としておりましたために、今日
までそのような方々の扱いが、まあ通
算を受けるという扱いが取り入れられ
なかつたのであります。私どもとしま
しても、職員がだんだん年をとつて参
りますし、退職まじかになつて参りま
す、やはり老後の生活のことを考え
まして、何度も陳情をされております
ので、何かいい方法はないかと検討は
加えて参つたのであります。何分にも
まただいま言いましたように、共済組
合の建前との関連におきまして、これを
直ちに取り入れるということは非常に
困難であつたわけでありませう。先ごろ
公共企業体の職員の共済組合法が改正
されました際にも、その点について
やはり検討は加えたのであります。が、
十分な結論を得ることができなかった
ので改正案にそれを取り入れていただ
くようにするところまでにならなかつ
たのであります。またまた改正案が
通ります際に、ただいまお話にありま
したように、附帯決議もつきましたの
で、さらに附帯決議の趣旨に沿いまし
て私どもとしましては關係官庁にお願
いをしていきたい、こう考えておる次
第であります。

○矢嶋三義君 国鉄当局の見解はわか
りました。

そこで、恩給局長に伺いますが、この問題については、国会で質疑応答を繰り返すとともに、個人的にも恩給局長にいろいろとお伺いをし、また主張を一通り聞き取りいただいた経過もあるわけでありますが、先般の本委員会に総理大臣が御出席なさって、部下職員をして検討をさせますということをして明確に速記に残されたわけですが、恩給局長は専門家として、経緯、その内容等最も熟知されているお方でありまして、私がここでとやかく申し上げて、そうして何う必要はないと思ひますが、ただ結論的なことだけをお伺いしますが、恩給局長としては、恩給法が共済組合法と、こういう形に変わつて参る、こういう時期に満鉄に勤めておった職員等の取り扱いについて立法府で意見が主張され、また要望されている線に沿つて研究解決をすることが適当であり、上司の指示を得てそういう方向にできるだけ近い機会に解決をいたしたいという立場に立たれているものと私は判断してゐるのであります。念のためにお伺いいたします。

○政府委員(八巻淳之輔君) 満鉄職員期間を恩給公務員期間あるいはそのほかの、その後を生じました共済退職年金期間に通算するかどうか、こういう問題につきましては、ただいま国鉄当局からお話ございましたように、現実の問題として、各そういう方々をお使いになつていらつしやる、また引き取つてお使いになつていらつしやる事務当局としても非常に重要な問題として関心を持つておたつたわけでございますので、恩給あるいは共済組合を所管しております大蔵省、それから公共企業体のほうを所管しております運輸省あるいはそのほかの幹事役をなさつておるところの各省、そういう方面と十分接触いたしまして、今後いろいろ、各委員会において、附帯決議のありました線に沿つて、それが実現できるように、できるだけ努力したいと思つております。

○矢嶋三義君 恩給局長の見解明確にわかりました。

そこで、大蔵当局にお伺いします。これらの問題は、国の財政予算とも関連を持つてくる問題であります。が、所管は総理府であり、あるいは関係公共企業体であるわけでありまして、しかし、大蔵省もこれは無関心であるわけにはいかないと。で、私承つておきたいと思ひます。

先刻、国鉄並びに総理府側から答弁がございました。私も若干の意見を申し上げて、要望を含めてお伺いしたわけでありましたが、それらの質疑応答を聞きいただき、さらに、あなたの方のほうで独自に従来の研究されてこられた結果から、大蔵当局としても、先刻来のそれぞれの政府委員の答弁の線に沿つて、政府の一部局として検討すること、適当である、さうな方向に進むべきものであり、そういう方向で努力したいという立場に立たれておるものと判断いたしますが、念のためにお伺いいたしておきます。

○説明員(宮田貞夫君) ただいま国鉄並びに恩給当局からのと同じような見解でございます。慎重に比較検討したいと思ひます。

○矢嶋三義君 この問題の最後の質問として、池田内閣の閣務大臣としての荒木さんに念のためにお伺いをし、要望申し上げておきます。この点に關する総理のお考えというものは、先般の

委員会で一応表示されたわけですが。それから事務当局の御見解は、先刻お聞きのとりの答弁であります。したがつて、内閣としては、国会においてこれらの答弁からして関係省庁の緊密なる協議連絡をとつて早急に対処し、できるだけ早い機会、いわば次期国会においてそれらの結論を出し、立法院の審議を仰ぐように、そういう方向で内閣としては努力すべきであり、閣務大臣としてはそういう角度から閣下職員を指導督促させて参る、こういう立場に立たれてゐるものと思ひます。要望も含めて、大臣としてはあなただけ御出席なさつておられるし、文部大臣としても決して無関係なことではないと思ひます。文部大臣が主務大臣となる組合員の中にも該当者があること、でございますから、大臣として御出席になつておられますから、閣務大臣としてお答えをいただきたい。

○閣務大臣(荒木萬壽夫君) 先日池田総理が出席いたしましてお答え申し上げましたことを私も承知いたしております。そのとおりに処置すべきものと思ひます。

なお、文部省の関係におきましては、御指摘のとおり、数はよいけれどもいかには思ひますが、関連のあることでもございます。今事務当局から耳打ちされましたが、そういうつもりでやりますという考えで事務当局もおるわけでございます。善処したいと思ひます。

○矢嶋三義君 明確になりましたから、この件に關する質疑はこれで終わります。したがつて、他の委員の要請がなければ、私に關する限りは、国鉄並びに恩給関係の政府委員並びに当局者は退場していただけて結構でございます。

――恩給局長は残つて下さい。

この法案の、条文に当たつて若干伺いたいことがあるわけでありまして、それに入る前に、先般の委員会から懸案になつてゐるもう一件について、結末をつけておきたいと思ひます。

それは、先般の委員会でも、赤十字の看護婦で戦時中に、当時ならば召されておりましたが、従軍し、軍と同一行動あるいはそれに準じた行動をとられ、終戦後公務員になつたお方で、その軍と行動をとられた期間が通算されないというところは、当時の勤務実態からいつて非常におかしいではないか、また、こういう共済組織のもとにおける組合が充足する機会に、現状のままでは放置しておくことは法の精神にも反するので、こういう社会保障政策の一環としてこの法案を審議する機会に、これを明確にし、もし将来この法律が成立あるいは公布施行される場合には、その在勤年数というものは通算されるようにすることは適当である、これを政府内部で検討して、次回において御答弁いただきたいということをお願いしておたつたわけですが、政務次官がお見えになつておられますが、どういふ検討の結果どういふことになられたか、どういふ方向に向かつて検討されようかとされておられるのか、その政府の指向する方向、見解を明確にひとつ示しておいていただきたい。

○政府委員(大上司君) ただいま矢嶋委員からのお話は、仰せのとおり、前委員会におきまして、私テーマとしてちやうだいしたわけでございます。したがつて、これにつきましまして内部的にいろいろと調査いたしましたところ、この運営等におきましては、総理府の恩給局等で扱う。なおさらに、この一部関連したものがあるが、われわれ自治省側の行政担当部門に、まだ判然としておりませんが、あるようなれば鋭意研究して、いわゆるこの意見あるいは具申等があれば、総理府に進言する、こういう態勢でありますので、この現行法の細部のいわゆる運営あるいは施行等は、あつて総理府にございまして、見解、解釈あるいは方向等は、当局にひとつお聞き願ひたいと思ひます。

○矢嶋三義君 もう一問、自治省当局に伺ひますが、行政機構からいつて筋はそれとおります。私は、政治家、政務次官であるあなたの見解は矢嶋と同じでしよう、この前何つたわけですか。この次までしてはいいというところ、そのときはお答えにならないでお別れしてゐるわけですか。あなたとしては、僕が主張しているこの方向というものは、僕は主張しているこの方向というものは、その方向で検討すべきものだといふ前提のもとに、行政機構に筋を通してそういう答弁をされてゐるものと私は今、念のために承つておきます。

○政府委員(大上司君) お説のとおりでございます。私いたしまして、いろいろあげて傍系的にいたすか、ただいま先生のおっしゃつたような趣旨のつとめて、私のほうの自治省の内部における所管といひますか、これの研究に着手しようというように内部的な指示は出してあります。したがつて、同じ考え方で進んでおります。

○矢嶋三義君 恩給局長にこの点につ

いて答弁をお願いしたいと思うの
ですがね。この法律案の所管省である
自治省当局の意向、総意というものは
明確になったわけですね。で、行政機
構の筋道からいって、一応あなたの方
に敬意を表している格好だと思ふの
ですよ。もう繰り返しませんかね。そ
ういうきわめて数は少ないと思うの
ですが、しかし、当事者にとっては大
きな問題でもあるし、僕は折り返す
という立場からも、また、そう必要
ないけれども、人情論から考えても当然
私は善処し、解決するべきものだ、
そういう方向に内閣は努力すべきも
のだ、そういう方向に向かって事務当局
は大臣諸公に助言をし、善処すべき
のだと私は考えるのですが、政府委員
としての恩給局長の御見解を承って
おきます。

○政府委員(八巻淳之輔君) 今、従軍

看護婦のその後の公務員になった場合
の、従軍看護婦時代の期間を通算する
という問題がございます。従軍看護
婦のおそらく従軍看護婦というものは、日本
赤十字社の職員であつたと思うので
すが、その日本赤十字社の職員としての
勤務の期間というものが、そういう人
が終戦後内地へ帰つてきて、国立病院
なりあるいは、もちろんまあ大体は日
赤本社が日赤の病院に復職された方が
大部分だと思ふのですが、一部分は国
立病院なりあるいは県立病院に就職さ
れた、こういうような場合に、国立病
院に入つてからもう相当長い年数たつ
ておる、そろそろやめにやならぬが、
国立病院だけの期間では、まあ其済年
金で申しますと、十八年しかない。前
の従軍看護婦時代が二年あるのだが、
その二年を加えるとちょうど二十年に

なつて、そして六十なら六十という

ところでちょうど年金がつく、やめても
年金がもらえる、こういうような人
がある場合に、その二年を通算して
あるかどうかという問題が現実
にあるとすれば、それは非常に人事管
理上の問題としてシリアスな問題にな
ると思ふのです。恩給本来の立場から
言いますと、そういう恩給法というの
は官吏、いわゆる判任官以上の官吏で
なければ恩給法の適用を受けない。
つまり雇用人に対しては適用されな
かた法律でございますから、一般の国家
公務員であつても、雇用人というもの
については、昔の雇用人というもの
については通算いたしておりません。
したがつて、ましてやほかの政府の職員
でない身分の期間について恩給法の
ルールに乗せるといふわけにいか
ない。これはいたし方ないのでござ
いますけれども、これは前向きな姿勢で考
えてこれからの人事管理をやつていく
という意味で考えました場合に、各省
各庁におきまして、こういう方々を
かかえている立場でどうするかという問
題はあろうかと思ふ。ただ、しか
しながら、私も現実の問題としては
そういうふうな問題があるというこ
とで、今まで厚生省——おそらく厚生省
関係がいろいろございましてと思ひま
すが、厚生省の人事当局から問題が提起
されておられますので、御趣旨の点は
よくわかりますが、その点を人事当局
からもまた聞きまして、今後とも研究
さしていただきたいと思います。

○矢嶋三義君 厚生省の出席を求めて

おつたのですが、どうしても出席され
ないというので、私はさつき質問を
制愛しようとしたのですけれども、御
出席になつておられますか。
○委員長(小林武治君) 援護課長が来
ております。
○矢嶋三義君 それじゃ、援護課長は
ちょっと待つて下さい。その前に文部
大臣に伺います。文部大臣と結びつけ
て伺いますと、現に地方公務員の中に
はかなりいるのです。元赤十字職員
で看護婦で従軍して、そして終戦後養
護教諭等になられた職員がおられる
わけです。恩給法が改められて今度のこ
の共済組合法になるにあつては、吏
雇用人はみな通算するわけですから
ね。だから、教育公務員の場合にかつ
て昔あつたような代用教員——助教で
すね、こういう方々も正規免許状を
持つていた教職員と同じように在職年
数というものは取り扱われるように今
度の法案では処置されているわけ
です。したがつて、現在養護教諭で、か
つて日本赤十字の看護婦として身分を
持ち、従軍されて恩給法で云々とい
うことで、今の恩給局長のような見解で
不利な不当な扱いを受けておつた。現
在勤務している養護教諭については、
当然この法律がもし公布施行されたな
らば、通算することは折り目が立つて
筋が立つている。かように私は考える
のですが、文部大臣の御所見を承りた
い。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) ちょっと

検討する問題もあるようでござい
ます。便宜政府委員なり説明員からお答え申
し上げます。
○矢嶋三義君 簡単に考えだけを述べ
て……
○説明員(清水成之君) ただいま矢嶋
先生御指摘のような実態はあろうかと
推察いたします。したがらば、私も

も自身といたしましても、また関係機

関とも十分連絡の上検討させていただきます
きたいと存じます。
○矢嶋三義君 この件に関する最後の
質問、厚生省当局に伺いますが、厚
生省当局としては関心を持たれてお
られると思うのですが、より以上に僕
は関心を持つてしまふべきじゃないか
と思ふのです。当然、今審議中の法律
案が公布施行されるような事態にな
つた場合には、先ほど来私が主張する
ような該当職員を取り扱いについては、
通算できるようにあつてほしい、し
てほしい、こういう見解を厚生省当局は
持つておられるものと推測いたします
が、念のために伺います。
○説明員(石田政夫君) 私はただいま
この問題を初めてお伺いしたのでござ
います。が、御質問の内容が直接に私
の所管ではないのでございまして、歸
りましてよく検討いたしまして連絡を
いたしたいと思ひます。
なお、御参考までに申し上げます
と、現在私どもの局で担当しております
戦傷病者戦没者遺族等援護法におき
まして、この日赤看護婦の方々に
きましてのなくなられた方々、それ
から負傷された方々につきましても
援護法の処遇は実施をいたしておる
わけでございます。

○矢嶋三義君 それならばなおのこと

僕的主張に沿つて対処すべきだと思
ふのです。これは国会担当の方に十分事
前にお話ししておつたわけですが、こ
も、連絡不十分で、あなた様は今初め
てお聞きになつたのでありますから、こ
の件に関する質疑はこれで打ち切りま
す。今後関係省庁において早急に検
討、善処されることを要望いたしてお
きます。

次に、この法案の条章の若干につ

て少し伺わせていただきます。
まず、自治大臣がいられますから、
文部大臣に伺いますが、この資金運用
の点で、これは文部大臣としてお答え
いただきたいと思います。この資金運
用部資金に預託する金額は、公立学校
共済組合関係が一番多くなると私は
判断いたします。その責任準備金の一
部が資金運用部資金に預託されるわけ
であります。それらの運用の仕方、
さらに積立金の運用にあつては、先
般もちょっと触れたのであります。が、
地方自治体行政水準の向上という全
般的な角度からこの資金が運用される
のでなくて、どこまでも組合員の福祉
厚生と関連づけるといふその一点にビ
ンを合わせた形で、この余剰金、責任
準備金等の運用はさるべきなんだ。具
体的にはそれらの点について、ある
いは運営審議会あるいは組合会等を通
じて、株主と申しますか、組合員の意
向が反映するようにすることが適切であ
る、かように考えるわけですが、文部
大臣、国務大臣としての荒木さんの御
見解を承つておきます。
○国務大臣(荒木萬壽夫君) この制度
の趣旨にかんがみましても、御指摘の
とおりの考え方では運用するべきもの
と心得ます。
○矢嶋三義君 さらに突っ込んで具
体的に、念のため伺つておきますが、こ
れから高校急増対策とか、あるいは老
朽校舎の改築とか、あるいは教育の進
歩とともに施設設備の早急な充実等が
起つてくると思ふのです。そういう
場合の起債の原資にこれらに向けて、
これに依存するといふような形が出て
くるおそれがあるのじゃないか。教育

の施設設備を早急に充実せにやならぬという事は、何人も異論ないと思うのです。しかし、それらの起債の原資というものを、どういふ共済組合の組合員の積立金に非常に大きく依存していかうという事は、非常に私は警戒しななければならぬと思うのですが、この点についても、文部大臣としては、主務大臣として重大な関心を払い、見守っていくということも含めて先ほどの答弁をされているものと承するのですが、伺っておきます。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) そのとおりでございます。地方起債財源として共済組合の積立金を運用する——まあ有利確実な運用として起債を引き受けるということはありません。そういう本来の趣旨を離れて、ただ財源がここにあるからあさり回るといふ、そういう求めに應ずることが第一義であつてはいいません。そういう性質のものであらうと思ひます。

○矢嶋三義君 次に、百十一條関係で質問したいと思ひますが、第四節で「給付の制限」という条があるわけですが、その百十一條に「禁錮以上の刑に処せられた場合又は組合員が懲戒処分」——その懲戒処分は、減給と戒告はアウトにしておるようですが、そういう組合員に対しては、「政令で定めるところにより」「長期給付の全部又は一部は、行なわれないことができる。」とつておられます。この点について、私は總括的な質問のときにもちよつと伺つたわけですが、社会保険政策の一環として、こういう施策を行なう、それは相互救済を目的とするものであり、恩給法のそれとは非常に趣を異にしているのだという、こういう意義なり大前提を考へる場合

に、掛金をかけて責任準備金の一部を負担してきている組合員に、給付事由が発生した場合に、共済という考え方から、長期給付の全部はもちろんのこと、一部だけに給付をしないということとは、相当私は問題があるのじゃないかと思ひます。それで、立案者としてはどの程度のことを考へておられるのか。その辺のところを、しかるべき人からお答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(大上司君) ただいまの御質問に對しましては、非常に技術的な問題がございますので、説明員から説明いたさせていただきます。

○説明員(松浦功君) 法律では政令にゆだねておるわけでございます。政令では、国家公務員共済組合法の例に準じて、それぞれ一部の停止を考へたいと思ひております。

○矢嶋三義君 一部を停止するの。

○説明員(松浦功君) 国家公務員共済組合法の規定に準じたいと思ひております。国家公務員共済組合法の例によりますれば、禁錮以上の刑に処せられた場合は百分の二十、あるいは国家公務員法八十二條の規定による停職またはこれに相当する処分を受けた場合は百分の十、これは停職を受けた期間をさらに換算しますので、ほとんど微々たる率になるかと思ひますが、そういう格好で政令で規定を設けたいと思ひます。

○矢嶋三義君 もう一問いたします。が、国家公務員共済組合法と地方公務員共済組合法を考へる場合に、国庫補助、財政的な角度からの国の関与の度合いというものが違ひますし、地方自治という主体性確保という点から考へても、単に準ずるといふだけでは済ま

ないものがあると思ひます。それから、先ほど申し上げました共済組合法の本質的な角度からの意見もありますが、それをかりに除いて考へても、今のわが国における——それは見方はいろいろあるかもしれませんが、懲戒処分の乱発と申しますか、こういう実情、実態からいって、こういう条章をうたつておくという事は、こういう面であると思惑を持った人事管理というものが行なわれるおそれもあり、適當ではないのではないかと。もしこういう条章を置かなければ、懲戒処分等に対する行政運用で、再考慮をして、今より数倍の慎重さをもつて対処されなければ適當でないんじゃないかという私は見解を持っておりますので伺つておられるわけですが、国務大臣としての荒木さんの私の見解に対する御答弁を参考に承つておきたいと思ひます。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 懲戒処分は、公務員の身分に実質的に非常な影響をもたす問題であるという見地に立つて、一般的に公正妥当、慎重でなければならぬことは、これは當然のことだと思ひます。この百十一條に関連をして特に考へ慎重でなければならぬというのでなしに、基本的に一般論として慎重でなければならぬ性質のものであり、もし誤りあるとするならば、公平委員会ないしは人事委員会等でもって正されてしかるべきことは制度上明確になつておるわけですが、それはそれで別途の厳密な慎重さが要求される。百十一條は百十一條でそれ自身の必要性から規定が設けられておる、こういうふうに理解をいたします。

○矢嶋三義君 この点私は不満でありまして、後刻自治大臣がおいでになりましたならば、所管大臣にさらに伺わせていただきたいと思ひますのであります。

もう二、三點質問させていただきます。が、それは、百二十二條の地方公務員共済組合審議会、その次の条の百二十三條に、「審議会は、委員十二人以上で組織する。」とつたわけですが、こういう「何人以内」といううたい方も珍しいケースだと私思ひますので、審議会の委員の選定というものは、非常に私は重要性を持つと思ひます。これらの制度の充足にあつても、地方制度調査会あるいは公務員制度調査会等から、関係団体の意向を聞いて、そして法律案の作業をするようにという勧告、申し入れもあつた経緯にかんがみ、地方公務員共済組合審議会の委員の選任等については、組合員並びにそれらの人々が所属する団体等の意向を十分しんしゃくし、その意見を聞き、これを尊重して選任されるのが建前だと思ひますが、自治省当局としては、そういう見解に立たれてこの条章をうたわれているものと判断いたします。念のために御所見、御見解を承つておきます。

○政府委員(大上司君) お答えします。広く関係者の意見を尊重する、こういう建前でございまして、ただいま矢嶋先生の考へのおりのものとこの条項を設けたのでございまして。

○矢嶋三義君 続いて政府委員、事務局に伺つておきますが、第百二十五條の政令への委任というものは、大まかに言つてどういふことを考へておられるか、概略をお答えいただきます。

○説明員(松浦功君) 第八章の地方公務員共済組合審議会という規定でございしますが、ごらんのうちに、「地方公務員共済組合審議会を置く。」というのと、委員、それから会長、これだけしか規定してございせん。したがつて、幹事、あるいは庶務をどう行なうか、費用弁償、そういういったような問題については全部政令に委任をして運営をして参りたいと思ひております。

○矢嶋三義君 次に、これも政府委員、事務局に答弁を求めたいのが適當と思ひますが、短期給付の中で、出産賃、埋葬料、これらの給付内容をきめるにあつて、組合員の給料の一月分あるいは半カ月分等、組合員の給料を一つのものさしに使うということ、これは、一応まあ私は考へられると思ひます。それは、千分の四十四という掛金率がありますから、だから給付内容をきめる場合に、その組合員の給料というものが基準となるのは當然と思ひますが、ね、それにしても、出産賃とか埋葬料というものは月給の差があると同一よりな比率で差をつけるのは、共済という考へ方からいふやうなものかという若干の私は疑念を持ちます。あなた方もそういうことを持たれるんだらうと思ひます。したがつて、このミニマムの金額を六千円で押えているわけですね。この六千円という数字はどういうところから引き出したのか、推測しづらいのであります。まああなた方が法律として出す場合でも、今の貨幣価値、物価等からいって、給料の高い安いにかかわらず、出産賃とか埋葬料というものは、せめてミニマムを一万円程度にはおきそうなのだと、幾ら議つてもそう思われるんですが、この六千円という数はどういふところから

員共済組合が六千円という規定を持つ

置かなければならないのは、家族療養

ただきますが、そういふことはわかつ

まするギャップと申しますが、そーい

りましたよ。直線で補完したのは、自

治省の都道府県職員の調査による脱退率もやはり同じ方法でしょう。そこで、実態調査の脱退率は、はるかに教職員のほうが多いし、パーセントも高い、にもかかわらず、この脱退率の調査は、逆に残っている者が、教職員の高年令の者が非常に多い。脱退率が低い、こうなると、自治省の調査が間違っているのか、文部省の調査が間違っているのか。自治省の調査がもし間違っているとするならば、きのう以来いろいろ退職率何%というのが出されているんです。これは文部省のほうからお出しになると、わけがわからなくなってしまう、あまりに実態との違いが激しいので、これは自治省でもいいです。この間の事情が私たちにのみ込めませんので、ひとつ御説明いただきたい。

○説明員(堀込惣次郎君) 地方職員の脱退率は、この前申し上げましたように、昭和三十年から三十二年末の抽出調査から算出したものでございまして、その結果の脱退率を見ますと、二十年のところで、この前山本先生からお話ございましたように四万二千九百二十五と、学校のほうの脱退率はそれよりも多くなっておりますから、結局学校のほうの先生のほうが短期退職は少ないということになると思ひます。

○加瀬完君 同じことを繰り返したくはありませんが、三十年から三十四年の勤続者は、一般職員の脱退率は一万七百六十八人、教職員が九千六百六十五人、それが、三十五年から三十九年の脱退率は、一般が九千六百十、教職員は一万五千三百六十一とふえておられます。きのうも申し上げましたけれど、

ども、それでは一体年令構成の比率はどうなっているかといふと、一般の五十才から五十四才に相当する一般職員の年令構成の比は三六%、教職員は二四・四七%、教職員のほうがはるかに低い。それから五十五才から五十九才くらい、三十五年から三十九年の勤務者を見ると、一般は一九%、教職員は三・九二%、職員の構成比が非常に高年令者は低いのです。にもかかわらず、脱退率の表の人数だけが非常に教職員のほうが多いというのとはおかしな感じが、こういふことを私は何回も繰り返しておる。もつと言ひましようか。文部省の調査でお出しになった五十一才から五十五才、現在者の脱退率、脱退率といふと、退職率は、小学校女子が二%、中学校女子が四・四%、小学校男子が七・四%、中学校男子が七・六八%、この数字が出ておる。一般は三・八という数字が出ておる。小中の男子、女子合せて平均を出しても、三・八の一般の脱退率よりもはるかに高いのです。脱退率が高くて残存数が多いというのとはどういふわけですか。十万というものを単位にやっただけで、どうしんだん減らしてきたでしよう。どうして、この脱退率が非常に高いにもかかわらず、残存数が多いというのとは、これはどういふわけですか。だから、どっかが間違っているんじゃないかと私は言ひます。

○説明員(進藤聖太郎君) この脱退者の数は、前の残存者にかかれて脱退者がきまっております。したがって、脱退率の表は、脱退率であつても、一番最初の年で五割がやめたといふことになりまうと、その次からの数字は、脱退率

が高くて脱退者の数は少なくなるわけ、残存者の数は少なくなるわけです。

○加瀬完君 ですから、三十五年勤続なり四十年勤続なりの年令層を押えてみて、絶対数が少なくなっているなら、あなたのおっしゃることも筋が通ります。地方一般の公務員と比べ、学校のほうが高いでしよう、脱退率ははるかに。それで現在の職員の実態調査による年令構成の比率を求めれば低いのです。高年令の者は、たとえば先ほど言つたように、三十五年から三十九年の勤続者というのを見ると、一般は一九%であるのに、職員は三・九二%しか占めておらない、高年令者の職員構成に対する比率が三・九二%でははるかに一九%より低いにかかわらず、残存数として出てきた人数は、地方公務員よりはるかに多いという数字が出てきておる。実態調査が高年令者は低いのです。ところが、この残存表によれば非常に高い。実態と合わないじゃないか、だから何を根拠にしてこの残存表の人数は出してきたのだ、どう何々している。

○説明員(進藤聖太郎君) 公立学校の場合は、たとえば採用年令に近い二十五才、三十才、三十五才、四十才くらいまでの脱退率が非常に低いわけでございます。そして高年令者のほうが地方公務員に比べて高いということになっておられますので、最初十万人おりました初年度で、たとえば小学校の男子でいいますと、全部で一・五%程度しかやめないわけでは、ところが、地方職員、国家公務員の場合は、これが一個にだんだん少くおしわ寄せが、最初のうちは非常に少ない人数しかやめない

で、五十才前後になりました、非常に大量の人がやめていくというのが公立学校の特徴でございます。それから地方公務員といひますと、一般的にはむしろ少いと思ひますが、大体最初の二、三、三年くらいは、高年令の者が、そして高年令になつても、公立学校の共済組合の組合員は高い脱退率を示さない。したがって、残存者が高年令で多いか少ないかというところは、その脱退率が多いか少ないかといふことは、一応直接的な関係はないといふことになつておるわけでございます。

○加瀬完君 いいですか。私の統計でものを申し上げているのじゃない、あなたのほうで出している統計で私は言つておるのです。二十才以下をも含めて二十五才までの年令では、小学校女子が五・二%、中学校女子が七・四七%、小学校男子が一・四八%、中学校男子が二・〇六%、これだけの比率で退職者が出ています。一般の職員の脱退率は三・四、これを平均すれば、三・四あるいはそれより高くなる。その次の二十六才から三十才を押えても、小学校女子が二・八八%、小学校男子が〇・九九%、中学校女子が四・三%、中学校男子が〇・九一%、これも平均値を出せば一般脱退率の二・五よりはるかに下といふことにはなりません。三十一才から三十五才を押えたつて、小学校女子が一・二%、男子が〇・六%、中学校男子が〇・七六%、女子が一・八%、これも一般脱退率の一・五とあまり差がありません。あなたの方の出した脱退率から見たら、一般職員よりもはるかに教職員が多くやめておる階層といふのは、若い層においてはそうなのです。ところが、高年令になれば、

先ほど申し上げましたように非常に高率でやめておるでしよう。そうして実態調査をすれば高年令の人が全体の層に対して非常に低い、こういう構成比が出てくるにもかかわらず、計算の上では教員だけが非常に高率で残存するといふ計算が出てきやうがないじゃないですか。ここに私は疑問を持っております。ですから、何を根拠にどういふ過程でこういう数字が出てきたか、実態とまるっきり違ひます。

○説明員(進藤聖太郎君) ただいまの私のほうで出した小学校女子、あるいは男子の脱退率については、このとおりでございますが、地方公務員の場合の三、幾らと申されました脱退率は、平均のほうで出しておりますが、自治省のほうで出しております。これは提出月日がございますが、一番最初に出した地方教職員共済組合脱退残存表及び給付指数表といふのがございまして、そこに脱退率はございまして、最初の一年目が五・七%、その次が七%近い脱退率といふことになっておりました。年令別の脱退率が計算できると、女子に比べても、自治省のほうの地方公務員につきましては、年令層の若い者の脱退率が非常に高くて年令層の高いほうは比較的脱退率は小さいという状態になつてございまして。

○加瀬完君 だから、あなたの方の出した資料はさっぱり信用できないのです。あなたの方のほうでできる説明したじゃないですか。一般職員の脱退率はこれこれこれである。教職員のほうはこうだ、小学校女子はこうだ、中学校女子はこうだ。きのう出した資料をきよまるつきり否定するやうなそんな御答弁では質問ができませんよ。

○説明員（進藤聖太郎君） 私のほうで申し上げておりますのは、私のほうで申しました資料につきましては、責任を持って、これは私どもの現在の段階では出し得る最高のものだと思つております。ただ、私ただいま申し上げましたのは、自治省のほうの地方公務員の年令別あるいは在職年令別の脱退率の表について、三・四というのは平均じゃないでしようかとお尋ね申し上げます。たわけでございますが、自治省で申しました一番最初の脱退残存表によりますと、高い年令のほうは五％から六％程度、七％程度までいっておるだろうと思われるところもございます。高い年令層のほうは比較的脱退率が低うございましてというふうに申し上げたわけでありまして。

うのは、現実の実態調査に基づいた実人員の在職者あるいは退職者とうる関係、位置づけられておるかという点を伺ってみると、今言つたように、たとえば一般の職員では、二十五才までは、三・四％の脱退率だけれども、小中卒

校ではこれこれだという数字が出てきている。それを両方照らし合わせて見ている。と、教員のほうが高年齢になって非常に高い残存率を保つということとではあり得ない、実態調査の上から。だから、自治省の調査の残存表というものをもし実態に近いものと仮定するならば、文部省のそれは実態にはなはだ合わないじゃないかという疑問を持たざるを得ない、こういうことを言っている。残存表の計算が正しいか、正しくないかということなんか聞いているのじゃない。計算は正しい。正しく計算したことは認めるけれども、この残存表による数字というものは、実態の調査とは合わないじゃないか、はなはだしくかけ離れているのじゃないか、自治省

の出したのもよりも文部省のものほうが、残存率が高いから、かけ離れ方をもっと激しいと私たちは考えている。

○説明員（近藤聖太郎君） その点につきましては、文部省で行なっておりまして、指定統計の第九号と六十二号がございしますが、これは共済組合の脱退残存表というふうなことを想定して、あるいはそのことを目的に調査しているものではないかと。それで調査しましたものと、公立学校共済組合におきまして過去三カ年間連続抽出調査をございしますが、脱退残存表を出すために調査しましたその結果とは、大体において一致しているという点で、私どもの調査あるいはこの資料というのにつ

いては、相当の自信を持っているつもりでございます。

○加瀬亮君 自信を取り去りなさいよ。自己満足だよ。だから、説明しなさいと言ったのだ。実態調査によれば、三十年から三十四年までの勤続者

に当たる一般職員構成比は三六％に對して教職員は二四・四七％、三十五年から三十九年の勤続者に當たるそれの構成比は一九％に對する三・九二％です。高年令層が実在の人員においては非常に低いのです。にもかかわらず、あなたのはじいた想定によれば、その一九％に當たる一般職員よりもはるかに大きな数字が出ている。だから、実情には合わないのじゃないか。しかも、こういう御説明があつたでしょう。これは雇用人から大学まで含んでいるから高年令の者が高いパーセントになっているけれども、小中学校を切り離せば違ってくる、こういう意味の御説明があつた。小中学校は違つた残存表をお出しただけですとかと申し上げたけれども、それは作業の

関係でお出しいただけない。だから、ここではつきり小中学校の実存の予想としても、この表に出ているものよりは低くなるということをおつしやっていただけばいいのだ。

○説明員（進藤聖太郎君） その点については、この脱退存表という名前が、たゞ悪いのじやないかと思いますが、たとえば一ページにございます小学校男子というものがございますが、かりに人員の配置が現在者の——三十四年六月一日現在者の人員の配置がそのように、たとえば三十一才から三十五才を一〇としまして、三十六才から四七、四四、五七、三八というふうなところという実際の現在者の配置になってお

りまして、いわゆる残存表というのはこういう数字になるわけでございます。ですから、残存表という表が現在の時点に合っていないというような御指摘であれば、これはもう合うべきものではないというふうにお答えする

以外にないと思います。

○加瀬完君 晝間になりましたから一応やめますけれども、合うべきものではないようなものを幾ら出されても、私たちは合うべきものでないという前提のもとに合うべき数理を議論をするわけには参りませんよ。合うべきものでないという前提で作業する、そんな作業の仕方がありますか。晝間になりましたから午後やりますよ。

○矢嶋三義君 私は、午前中の質問を終わって、午後自治大臣においで願って二、三点伺いたいことがある。それを保留しているわけなんですが、文部大臣と自治大臣の御同席のところで私としては一点伺いたい点があるわけなんです。一、後で大臣は事出席なされ

るものと承知しておりますが、委員長、どうですか。

○委員長(小林武治君)　されまふす。

○矢嶋三義君　それではいいです。

○委員長(小林武治君)　午前はこの程度といたし、午後一時三十分まで休憩いたします。

午後零時七分休憩

— ◆ —

午後一時五十分開会

○委員長(小林武治君)　休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

○加瀬完君　この小学校男子、中学校男子の残存者の数は出ていますね。きのうの調査で、女子の残存者の数はこ

の表と同じような方式では出ていませ
んね。

○説明員（清水成之君） 昨日の女子の表には、仮定脱退率以下の欄は出ていませんが、きょうお配りした中に、小學校女子分を二枚目に、それから四枚

目に中学校女子を入れております。

○加瀬完君 この教職員を男女別に分けますと、女子の脱退率が非常に高い、これはお認めになりますね、高年令になるに従つて。

○政府委員(杉江清君) そのような実態でございます。

○加瀬完君 そりすると、お配りいたいただきました長期給付所要財源率計算の基礎資料の公立学校共済組合の脱退残存表の事務職員、それから大学その他を別にしますと、残存者並びに残存数はきょうお配りいただいたこの表が正確だと了解してよろしゅうございますね。

○説明員(進藤聖太郎君) その点はさようでございます。

○加瀬完君 それでは、他の地方公務

員に比して、小中学校の教職員男子並びに女子の残存数は、高年令になりますとどういうことになりますか。どういふ点が認められますか。

○説明員(進藤聖太郎君) たゞは小學校の例で申し上げますと、小學校男子教員につきましては、五十六才からは一般に比へまして残存数は減つて参ります。それから女子につきましては、これははつきり、カーブでございますので、表現ににくいわけでございますが、四十五、六才から急激なカーブをたどりまして、脱退者の数がふえておるような状況でございます。

○加瀬完君 他の地方公務員に比べて、男子は五十六才以上脱退率が非常に

に高くなるという事でありますが、その前はどうかですか。女子はわかりましたが、五十一才から五十五才はどうですか。

○説明員(進藤聖太郎君) 男子の場合は、五十三、四才ころから脱退者のカーブが急激に降下して参ります。降下といいますが、脱退率が上昇して参ります。

○加瀬完君 それでは、文部省は各府県の小中学校教職員の退職者がどういう実態に置かれておられますか、特に高年齢層に対して。この残存率調査が確實に行なわれておりますか。

○説明員(清水成之君) 今のお尋ねでございますが、各県別の悉皆調査は、現在最も新しいものといいたしましては、三十四年度の学校教員受給調査の中にございまして、退職者、死亡者数が最近のものでございまして。

○加瀬完君 さらに聞きますが、女子教員の退職年齢は何才が一番高いのですか。

○説明員(進藤聖太郎君) 二十二、三才から三十才程度までが非常に高くございまして、それから三十一才から四十三才程度までが非常に低くなっております。四十四才ごろを境目といいたしまして、また高くなって参りまして、あと五十五才以上となりますと、非常に僅少な人数になっておりますので、統計上は一たん上がつてまたおられるような格好になっておりますが、実際には基礎データが少ないための現象だと解しております。

○加瀬完君 三十才以下は別としまして、三十一才から四十才の年齢層で、男子に比べて女子の退職者はどうなっておりますか、各府県別に調べてみて

○説明員(進藤聖太郎君) 府県別の資料は現在のところございません。全体としましては、女子の場合は四十四、五才、男子の場合は五十一、二才からふえているというふうな状況でございます。

○加瀬完君 府県別調査は、実態調査が出ていますから計算できるわけですね。三十一才から四十才までの年齢層で押えると、男子に比べて女子の退職者が四倍以上になっているのが、北海道、青森、岩手、茨城、埼玉、栃木、福井、三倍が宮城、福島、鳥根、高知、和歌山、二倍は山形、石川、長野、鳥取、大分、新潟、滋賀は、男子の退職者に対して女子の退職者は六倍になっている。三十一才から四十才くらいは教職員では、女が男の数より相当やめている。その上、今御指摘のように四十五才から五十二、三才になりますと、強制的に女子教員がまたやめさせられている。こういうことで、残存率がいよいよ問題になります。高年齢の残存率を議論する前に、三十一才から四十才くらいでは、男より女が非常に多くやめている、こういう事実はお認めになりますか。三十三年の実態調査の結果を見るとそういうことがいわれる。

○説明員(清水成之君) ただいまの点でございますが、公立学校女子教員の場合に、四十以前に相当おやめになっておられるという事は事実だと思っております。

○加瀬完君 これが五十一才―五十五才になると、男子教員の退職者のほうが女子より多い府県が四十三府県であります。さらに五十五才以上の退職者のうち、女子のいないところが、中学校では三十三府県、小学校では二十八府

県でございますが、これはお認めになりますか。

○説明員(清水成之君) ただいまの三点でございますが、指定統計を今ここに持ち合わせておりませんので、確たる御返事はたゞいまいたしかねます。至急調べてお答えいたします。

○加瀬完君 確たる数字は別として、五十一才―五十五才になると女子教員の退職者のほうが女子教員よりはるかに多く、女子の高年齢の退職者は非常に少ない、こういう傾向はお認めになりますか。

○説明員(清水成之君) さようでございまして。

○加瀬完君 そうすると、一般の公務員に比べて、残存率では女子教員ははるかに低い、こういうことはお認めになりますか。

○説明員(清水成之君) さようでございまして。

○加瀬完君 というのは、裏を返せば女子では若年で退職をする者あるいはさせられる者が多い現状というものはお認めになりますか。

○説明員(清水成之君) 勧奨退職と任意退職の辺がどういふふうになっていくか、私存しないのでありますが、あわせ考えました場合、実態としましてさようであると思ひます。

○加瀬完君 女子教員の最も多くやめているところは四十才から五十才の間、これもお認めになりますか。

○説明員(清水成之君) さようでございまして。

○加瀬完君 五十五才以上では、繰り返しますけれども、男女退職者の比はどうなっておりますか。

○説明員(進藤聖太郎君) 資料はございますが、その割合を計算してございませぬので、至急計算してみます。

○加瀬完君 小学校では、女子は男子の七分の一、中学校では二十分の一という計算が出来ます。それほど高年齢の女の職員というのは存在しないということになるわけですね、これはお認めになりますか。

○説明員(清水成之君) ほばさようでございまして。

○加瀬完君 計算してないんだから、ほばも全くと、わからないでしょう。しかし、その傾向はあなたはお認めになった。それでいいでしょう。そこで、こゝういふ実態というものを、今度の共済組合の法案の内容を検討するときに、十二分にこの実態に対処する具体的な問題点というものを自治省と御交渉なさいますか。

○説明員(清水成之君) 自治省と特にいたしておけません。率直にこれは申し上げておきます。

○加瀬完君 それでは文部省は行政上支障がないとお認めになりますか。

○政府委員(杉江清君) この点については繰り返し申し上げているところでございますけれども、今度の制度の建前は、私どもは全体として新しい制度がいいと、それには恩給制度に比べて建前としてはやや不利な点もあるけれども、総体として改善されているのだ、このほうが理念的にもまた実際上も有利なんだという判定から、総体としてこの新年金制度をいいと考えたわけでございます。これをやる前の若年停止の方式をとると、また建前が乱れますし、また実際上も掛金の問題をの他について支障を生ずるから、この

点はやむを得ない、かように考えたわけでございます。

○加瀬完君 しかし、若年令でやめさせられている女子教員がそんなにあつて、それが何にも対策を立てられず共済組合にそのまま含まれるということでは、これは問題が当然残つてくると思ひます。今までの交渉でそういうことがあつたかたは、今さらとがめ立ててもやむを得ないから一応おくと、こゝういふ数字を並べてみると、これは一般公務員とは違つて教職員の、特に義務教育に関する教職員は、女子に限つては残存率が非常に低い。その中には、ほばとさつきおつしやつたけれども、御自分の御意見で退職される方がかなりはなくて、これは勧奨退職の面も相当ある。これがこのまま見過ごされて、勧奨退職するわ、共済組合の受益については、恩給よりも悪くなるわということと捨てておける問題ではないとは認識なさると思ひますが、その点はどうか。

○政府委員(杉江清君) 今度の制度は、国家公務員共済組合の制度に準じた制度を作るといふ全体の建前になっておりますので、その点はやむを得ないとは私も一応考えるのでありますけれども、確かに御指摘のような実態があり、ここに問題があるのだ、何とか新しい制度でこれを救う道がないかは、私も今後十分検討して参るべき事柄だと考えております。

○加瀬完君 大蔵省主計官いらして、説明員の方に伺ひますが、脱退残存率の数値をもとにして共済組合運営の経理の数というものを立てたわけですね。この数と実際のたとえば教職員の残存率というものは若干違つていま

すね。しかし、この残存率が少しぐら
い上がるが下がらうが、この推計を
いたしました残存率によつては引き出
せば、共済組合の経理はどうかやまか
ないがつかと、こういう幅のあるもの
だと考えていいですか。

○説明員(進藤聖太郎君) 公立学校共
済組合の場合、学校の教員だけの脱退
残存率と全員七十五万人の脱退残存率
では相当な、相当といいますが、ある
程度の違いがございます。しかし、こ
の差異が、どちらのほうに掛金が高
くなる低くなるということは一がいに申
せない問題でございます。概して申し
上げますと、五十五才に近い退職者が
非常に多い場合には、掛金率が高くな
るといふような一般的な傾向は申し上
げることができると思っています。

○加瀬完君 大蔵省の主計官に伺いま
すが、教職員の退職年令が、若年停止
の問題とか、あるいはまた社会情勢の
変化とか、あるいは平均寿命の延長と
いうことで、これが相当延びてくるわ
けですね、教育財政上、広い意味の、
この共済組合の経理だけではない、全
般の地方財政の上で問題が起つてこ
ないですか、影響はないですか。

○説明員(高柳忠夫君) もちろん地方
財政の人員費に占める部分がそういう
原因のためにふえるということも考え
られますし、それから義務教育職員に
つきましては、御存じのように、大部
分の職員に対して国が二分の一の国庫
負担をいたしておりますので、国の負
担もあわせて増加するわけございま
す。ただ、増加するからといって、
それはめんどうを見ないのだというこ
とは考えられないと思います。

○加瀬完君 そんなことを聞いていな
い、めんどうを見るか見ないか。めん
どうを見るように建前がなっているの
だから、そんなものは今さら説明を待
つまでもない。私が聞いているのは、
残存率が高まってくると地方財政上、
たとえば教職員なら教職員に限ってみ
ても、教育財政の上で影響があるかな
いか、こういう点を伺っている。

○説明員(高柳忠夫君) それは影響が
あると思います。

○加瀬完君 これは自治省に伺いま
すが、影響があるということになってく
ると、若年停止などをやめて残存率が
上がつて、どれくらい残存率になる
か、それによる一体給付の増はどれく
らいになるか、あるいはそれと、この
前から論議されているように、若年停
止を施行することによって計算される
経費はどれくらいになるか、こういう
ことを十二分にこれは差し引き検討さ
れたと思ひますが、どのように検討さ
れておりますか。これは教職員の場合
は、文部省に對してしましても同様のこ
とを伺いたいと思ひます。

○政府委員(佐久間重君) 残存率が高
くなるに従ひまして給付費に影響があ
るといふことは、御指摘のとおりだと
思ひます。それから若年停止をやめた
ことにより、あるいは減額退職年金に
若年停止を改めることによつて、どれ
だけ財源が多くなるかというようにな
るとも検討はいたしております。数字に
つきましては、公務員課長から申し上
げます。

○説明員(松浦功君) 若年停止を新し
い制度の中に繰り込んだ場合には、大
体地方公務員関係だけで推定七十億前
後という計算を立てております。それ
から残存率が高まってくる傾向が出て
きた場合にどの程度の給付費が必要か
という点につきましては、どの程度

延びたら幾らというより算出方法が
ございませんで、明確なお答えはで
きかねるわけでございますが、残存率
が高くなればなるに従つて相当額の給
付費の増高を来すといふことは、こ
れは明確でございます。

○矢嶋三義君 ちよつと関連して一
つ。松浦課長から今の七十億という数
字ですね、これは何ですか、恩給と同
じような若年停止をした場合に約七十
億よけい必要だと、こういう意味です
か。この前の私の質疑のときに、僕は
三十数億ではないですかと言つたとき
に、大体その程度だといふ御答弁があ
つたのですが、そこあたりの関係で
ちよつと明確にしたいと思ひます。

○説明員(松浦功君) この前の委員会
で三十億前後という御質問に對して、
そのとおり申し上げましたのは、掛
金の問題が議論になっておりましたの
で、掛金部分だけでございまして、た
だいま御指摘のように三十億前後で
ございまして、掛金、負担金ともに入
れて財政措置をしなければならぬ、そ
ういふ格好になりますと、大体七十億
前後になります。

○加瀬完君 一般教職員について、残
存率をどのくらい見込んでいますか。
若年停止等をやめる、あるいは大
体まあ定年制なんか民間で問題になつ
て、年令がだんだん引き上げられてい
く傾向ですね、こういう社会情勢と見
合つて、残存率をどのくらい見込んで
いるのか。

○説明員(清水成之君) その傾向自体
は、おっしゃるとおりだと思ひます
が、どの程度ふえるかという計数的な
ものについては、ただいま持ち合わせ
ておりません。

○山本伊三郎君 今の若年停止を入れ
た場合に七十億と言われましたが、そ
うじゃないと思ひます。専門家がおるの
ですが、この前、最初私がとつばなに
質問したときに、財源率が六ないし七
と、こういうのでしよう、若年停止を
入れられた場合には、そうでしよう。

財源率が六ないし七であつて、あなた
のお話では、年間五百億の、いわゆる
両方を合せて五百億、それによつて
まかなうといふことであるから、六な
いし七をかければ幾らになるかといふ
ことが数字が出てくるのでしよう、私が
言わなくても。

○説明員(松浦功君) この前、山本委
員からいろいろお話をいたしました
きの問題は、私どもは掛金の増加率の
ことを申し上げております。掛金の増
加率が五ないし六といふことで繰り返
して申し上げたはずでございます。し
たがつて、総体といたしましては、私
どもが、山本先生がおっしゃるよう
に、正確な計算ではございせん、あ
くまで推算にすぎせんけれども、大
体千分の十三程度に上がることにな
っております。そこで七十億程度と申し
上げました。

○山本伊三郎君 それなら正確な数字
を出してもらひましょ。これは国家
公務員の審議のときに相当論議をし
て、財源率ですよ。私は掛金のことを
言つてゐるんじゃないですよ。財源率
が幾ら動くかといふことで計算され
ば、初めに申しましたように、国家公
務員の場合には、給付率が若干違うか
ら五・〇五、これだけの財源率が動
く、それを地方公務員の場合、私は脱
退、残存を見まして若干率が上がつて
いるので、あなたが六ないし七と言つ
ているが、これは概算だと思ひます。

が、それで私は了承した。それならも
う一べん私は計算をしてもいい、そ
大きく財源率は変わつてきますよ。そ
ういふ計算をひとつ、われわれは確
実にやつたのだから、それをやつてい
ますから、そんな十三も動かないで
すよ。そんなに動くといふことなら、大
きく財源率に変更を来しますよ。そ
うだつたら計数を出してもらひまし
ょう。そういうあいまいな答弁をされ
たら困る。

○説明員(堀込惣次郎君) ただいまの
問題でございますが、地方教職員共済
組合の財源率の計算基礎によつては
きますと、一応、こういう十三の増、
こういう結果が出たのでございま
すが、これは国のほうの基礎でやりま
した年令が、地方のより初任年令が二
才か三才か開いておられますので、その影
響が大きく響いて出てくるのじゃない
かと考えられます。

○山本伊三郎君 それではひとつ計数
を、これはすぐは無理だと思ひます
が、あなたの計算した計数をひとつ表
によつて出して下さい。基礎計算を表
によつて出して下さい。それはもう將
来の大きい問題を含んでおりますの
で、幾らそういう取り方が違ふとい
つても、それは大きく動くといふこと
は私は考えられない。そうすると、基
本的に初任年令を二十二才にとるか、
二十五才で公務員にとるかといふこと
によつて、それは動くかとなれば、ま
たこの全般の問題が出てくるんです
よ。そういう技術的な二十二才にと
るか、二十五才をとるか、任意的な方法
で、それで大きく動く、倍以上に動く
といふことになれば、これは大きい問
題ですから、その点ははっきりと計数
を、結果からだけではなくて、おのお

の計算基礎を基に表について、おのの表、ランクについて私は出してもらいたいと思います。

○加瀬完君 私のさっきの質問に答えて下さい。残存者増はどのくらい見込んでいますか。もう一回質問しますよ。いろいろの条件で、これは高年令の残存者という数は相当上回ってくると思います。ですから、残存者の増加数というものを見込んであるのか、いなか。逆に言うなら、この計算の基礎になる残存者数の推定には、一応の残存者の将来の増加分を含めてあるのかどうか、この点。

○説明員(堀込惣次郎君) 残存者の増は含めてございませぬ。現在の基礎になつております。脱退残存者、そのままで計算しておりますので、そこまでは含めてございませぬ。

○加瀬完君 そうすると、残存者増は当然ふくらんでくるわけですから、そうすると、地方財政の支出というものは、給与面についても変わってくるわけですね、そういう点も十二分に検討をされておるのですか。財政関係の自治省の方いせんか。では文部省でいいです。

○説明員(清水成之君) ただいまの点でございませぬが、いたしておりました。

○加瀬完君 公務員課長、そうすると、教職員に限ってみると若年停止を、そのまま実行するとすると、大体三十億程度ですか。

○説明員(松浦功君) 教育職員の場合には、地方職員よりも若年停止を実施した場合に、財源率の上昇が少なくないというふうに聞いております。大体千分の八程度というふう聞いております。したがって、三十億、教員のみならば三十億

弱、三十億以内でおさまるのじゃないかというふうに推定をいたしておりました。

○加瀬完君 そうすると、若年停止を施行することによって三十億の支出が要る、若年停止をとめて、残存者増による俸給の増というのの一体どれくらいになるか、これは差し引きの検討はされておるはずだと思ふ。この計算はどうなつておるのですか。

○説明員(清水成之君) ただいま公務員課長からお答えがあつたように、私どものほうの計算によりますと、財源率全体といたしまして若年停止をとりました場合に、今お話がございましたように、千分の八程度上がるんではないか、公立学校共済の場合、それでいきますと、金額にいたしまして、義務教育が八億三千万、それから非義務が二億三千万、合せて十億ちよつと、こういう試算をいたしておる次第でございます。

○加瀬完君 そうするとあれですか、若年停止を施行すれば十億程度の金しか要らないということですか。しっかりと計算して下さい。

○説明員(清水成之君) 先ほどのあれちよつと思ひ違ひをいたしておりました。訂正をさせていただきますと、今の十億五千万の二倍になります。

○加瀬完君 そうすると、四十九才か五十才の年令の勤続年数は何年になりますか。二十八、九年ですか、三十何年になりますか、普通ですね、二十何年から勤務して大体五十才前後の俸給と、大学新卒の新採用の俸給と、全国平均で比べてみてその差額は幾らですか。

○説明員(進藤聖太郎君) 四月十日に提出いたしました公立学校共済組合長

期給付所要財源率計算の基礎資料というものがございませぬが、その最後の十二ページに、四十四才から五十五才までの最終俸給の表がございませぬ。それによりますと、四十四才と四十五才で……。

○加瀬完君 五十才だよ。

○説明員(進藤聖太郎君) 五十才の最終俸給は四万六千四百一十一円ということになっておる。

○加瀬完君 新卒との差だよ。

○説明員(進藤聖太郎君) 初任給一万四千二百三十五円ということになる……。

○加瀬完君 それで今、年令別教職員の構成調によつて、四十四才から五十才までの人員を調べてみまして、この退職者数を調べてみると、一万一千八百七十八人という数字が出ます。特に四十八才と四十九才に比べて二千二百人、四十九才と五十才に比べて千八百五十二人、こういう40の退職者数が出ておる。これはもちろん残存者数の調のように固定したものがだんだんに変化していくわけではありませぬけれども、大体ふええと、教職員の定数は減らないわけですから、同じく40の定員だと、ワケを大ざっぱに押えてみると、四十八年では二千二百人、四十九年では千八百五十二人という退職者が出ておる。これが若年停止等その他の諸条件で、どれくらい退職を思はせておるのか。この計算がなければ、二十億出すのが損だの得だの言つて、あるは出し切れるとか出し切れぬという議論は出てこないと思ふ。じゃ、主計官に伺ひますが、四十四才と四十五才を比べると二百九十六人、四十五才と四十六才では四百六十五人、大ざっぱ

に見て、これは三百五十人ぐらい退職して見ると、大体そのぐらいの退職率が五十五才まで続くとなると、現在の人員よりも大体一万八ふええ、事務職員を除いて、小中学校の現在の定員を押えただけで、定員増とかなんだとかいう問題をなくしてみても、それで五十才を押えて、五十才と初任者の俸給の差というものは二万円ではきかないでしよう。二万円ではききませぬね。かりに二万円としても、一年には大体三十万、これが一人だと三十億でしよう。こういう計算はされたでしよう。されなければ、地方財政としての支出は若年停止で出したほうが得なのか、若年停止をやらず俸給でやつたほうが損なのか、これは大きな問題だと思ふ。こういう検討をしないので若年停止はやれないと、こういうことで、地方財政という大きなワケから見れば非常な研究不足だと言わざるを得ない。主計官、これはお認めになりますか。結局ですね、三十万として一人もしふええとすれば三十億の金が必要ののだと、かりに例を出せば、正確に三十億か四十億かは知らぬけれども、どれだけ残存増があるか、それによる給与の支出増は幾らになるか、こういうことを検討をする必要があるという点もお認めになりますか。

○説明員(高柳忠夫君) そういう地方負担の増加については、十分な検討は、先の見通しの問題もございませぬが、なかなか困難であつたかと思ひますが、もしその制度の改正いかによつて、地方負担がそれだけ出るといふことになりませぬれば、その所要の財源措置は当然考えなければならぬと思つておる。

○加瀬完君 主計官、ふだんに似合わないことを言ひますね。二十億で足りるものを、それを借しんで、どうほうに追い銭のようにあとから三十億出すと、それも適当でございませぬと、そういうお答えですか。

○説明員(高柳忠夫君) これは地方財政の負担論の面からの検討よりも、むしろ共済制度の制度論としての検討がまあ先行いたしておりましたので、そういう面からの負担論の面では、若干十分な検討がなかつたかと、こう思つておる。

○加瀬完君 若年停止は必要でないのかと言ふと、その必要性は認めると、こつちの言ひ、自治省も文部省も。なぜやれないのだと言ふと、教職員だけで二十億、全体で七十億の新しい支出が要る、そうすると料率その他負担率の全般に對して、これは検討し直さなければならぬから、その計算が今は立たないのだと、こつちの言ひ。国家公務員との、均衡の問題もあるかもしれないけれども、一番の理由は金がかかり過ぎるということですか。金がかかり過ぎるというならば、負担をするほうは、掛金料率にかけない限りは、地方負担だから、それなら教職員に限つてみても、二十億で済むものを三十億にするという点も、これは理に合わないことにならないのか。こつちの言ひ、この検討をしないで、ただ二十億かかるのだという議論ではあれはうなづけない。地方財政はもつとブールして考えるべきではないか。これは大臣、どうですか。そういう点も十分検討するといふお考えですか。あなた方まだ検討していないのだ。

○国務大臣(安井謙君) 今のようない点も私も一応考慮の中には入れておつ

たと思いますが、この若年停止という問題自体が、国との関連もありますので、そういったような点もとりあえず採用しなければならぬということは一応取り上げておるわけであります。

〔委員長退席、理事増原恵吉君着席〕

○加瀬完君 結局若年停止をやめてみたところで、残存増がふえてくれば経理上に支障を来たすだろう。特に給与財源が問題になってくる。そうすると、定年制とか待命制とかいう問題が出てくる、この間もちよつと顔を出したように、それで自治大臣は、共済組合その他の給与関係の支出が増になるというふうな理由によって、定年制や待命制といったようなものは絶対に出不さないと約束しただけですか。

○国務大臣(安井謙君) 定年制とか待命制といったようなものは、これは私ども別個の問題として今後検討はしなければならぬと思っておりますが、今どういうふうにするかという結論は、何にも出しておらぬわけではあります。

○加瀬完君 地方財政の給与増というよりなことが問題になってきたときに、定年制が出てきた。定年制ならまだいい。臨時待命制とかいつてわけのわからないもので、年令にかかわらず一年だけ俸給をくれて、あとは自然退職だ、こういうものも出てきた。今度のもうそういうものを出さなければ地方財政のバランスがとれなくなりそうです、しかし、そういう含みは全然ないと了解していいのです、現時点において

○国務大臣(安井謙君) 本案とは何らそういう問題は直接関係を持っておりません。

○加瀬完君 本案じゃないでしよ。本案は、あなた方わけのわからぬことを言つて合うように説明しているのですから、それは合うでしよ。しかし、本案だけが一人で動くわけにはいかな。その基盤には、地方団体の職員というものがいるわけ。そしてまた地方財政というのが一つの柱になつていて、地方財政のやりくりがつかなくなつてくると職員の縮小を考へる、あるいは平均給与の切り下げを考へる、これが定年制なり待命制だ。この共済組合なり地方財政なりのアンバランスのために、その解決に定年制や待命制は使わないとこで明言されなければ、どんなにこれをこで説明されてもだめです。最後には職員にしろ寄せになることを裏書きされる以外の何物でもない。解釈のしよでは、本案に關係がないことは、地方職員にとつて、定年制や待命制というものが、給与や共済組合の問題に關連して出すようなことがないか、お約束をいただきます。

○国務大臣(安井謙君) 定年制とか待命といったような特殊のケースであらうと思ひますが、そういう制度は地方公務員のあり方あるいは全体の行政能力の向上というよりな面から十分慎重に検討する必要があると思つております。しかしながら、この法案と、今おつしやるように關連をさせて出すというふうには考へておらぬわけであり

○政府委員(佐久間彌君) 二重適用というお話でございますが、御質問の意味がちよつと理解いたしかねますが、二重に、この法律による長期給付のほかに、さらにほかに条例による別個な付加的な長期給付を行なうということに考へておりません。ただ、既得権の保障をいたしますために、この法律による給付よりも従来条例によつて行なつておりました給付のほうが上回る地方公共団体につきましては、その差額だけ地方公共団体が特殊な給付をすることができ、こういう趣旨の経過規定は入れておりますが、それ以外には、二重適用というふうなものは考へておりません。

○加瀬完君 今の場合です、ところが、結局出費はそれでやつても、だんだん財源を失はつてくるといふ心配はないのか、財源の保証があるのか。

○政府委員(佐久間彌君) 御指摘の場合には、従来は条例で給付をいたしておりましたわけでございますが、この経過規定を認めましたも、地方公共団体といたしましては、従来どおりの支出を、建前としては、やつていけばいいと、こういうことに相なるかと思ひますので、格別財源上の心配はないものと考へております。

○加瀬完君 これが行なわれますと、今までは何れも自治大臣から特別監督を、指揮命令は受ける義務のなかつた各種地方公共団体の長は、共済組合の關係においては、理事長として、これは指揮監督を受けなければならぬことになりまふ。で、条例で動かせる面も、これはやはり共済組合の理事長という形の事務のワクの中として動くことになりまふ。

○政府委員(佐久間彌君) これは共済組合の給付として行なうものではございませんで、地方公共団体が地方公共団体として行なう給付と、こういうふうに考へております。

○加瀬完君 それはさうです。それはさうだけれども、その運用の實際中核に当たる者は共済組合の理事長ですね。そうすると、理事長は自治大臣に監督をされるわけ。そうすると、その監督権が条例の面までいつて、お前のほうの条例はこういう項目を盛つてあるけれども、これは今後お前のほうの財源からいへば出し過ぎるからそれを縮めろと、こういう形で監督権が及んでいくという心配はありませんか。これは大臣に聞きます。そういうことをやるかやらないか。

○政府委員(佐久間彌君) これは施行法の第四十五條で、地方自治法の附則第七條の次に第七條の二というのを追加する規定をいたしておりますが、この規定によりまして、給付の限度を規定をいたしておりますので、その限度で給付をいたしますことにつきましては、自治省が高いとか低いとか、差し出がましいことをいたすつもりもございませぬし、その必要もないものと考へております。

〔理事増原恵吉君退席、委員長着席〕

○加瀬完君 再建団体なんかは給与の決定をするにも、一々自治省の監督を受けなければならぬわけ。許可を受けなければならぬわけ。すべり出して当分共済組合のワクの中で財政的に破綻が出てこないときには問題がないでしよけれども、やりくりがつかなくなつてくると、条例の経過措置の特典というものはだんだん私はセーブされおそれがあると思ふ。そういうふう

な方法ではなくて、地方団体の独立の権限でできたものは、それは尊重をあくまでもすると、これは大臣、そう了解してよろしくございませぬか。これは引き繼いでおいてもらわなければいけないから……。

○国務大臣(安井謙君) 地方団体が条例で権限の問題できめております限り、これは十分に尊重することは申すまでもないと思つております。

○加瀬完君 主計官に伺ひますが、これは若年停止の問題と違ひますけれども、この財源の二分の一強というものは地方団体で持つわけですね、裏づけは。そのまた裏づけは交付税の算定によつてやるわけ。未来永劫にわたつて交付税でこの財源保証ができますか。

○説明員(高柳忠夫君) 未来永劫とまでは申しかねますが、ただいまの国の経済の発展状況から見れば、国税三税にリンクしたております地方交付税というものが、ここの当分ふえこそすれ減ることはない私たちは見通しておりますので、交付税制度で十分カバーできると考へております。

○加瀬完君 しかし、理論的には交付税というものは、三税がしぼんでくれれば交付税は自動的にしぼんでくれるわけですね。交付税はこれは共済組合の資金にするんだ、これは急増対策にするんだ、そういうひものついているものでない性格のものでしよ。これは一般行政水準が上れば、一般行政水準の行政費として、その裏づけの担保をなすものでしよ。もっと極端に言ふならば、三税の何%という形でおりてはきますけれども、この使い方は、算定は国がやりまふけれども、算定によつては引き出されて配付されたものは、交

付税交付金の使い方というものは、地方団体の自由なんですね、性格的には。そうすると、地方団体では道路もやろう、学校も建てよう、環境衛生もやろう、いろいろの経費にこの交付税というものをフルに使いたいですね、行政水準の引き上げのために。しかし、フルには使わせないと、一つは共済組合の負担金の裏づけにするんだぞという形で一角に線を引かれてしまつては、地方団体としては行政水準の引き上げに使いたいという要求と、そうではない、共済組合に回さなければならぬのだという事実と、これは競合をしますね。どこまでもあとのほうの共済組合に使わせるのだということになれば、行政水準の引き上げに使つて交付税というものは、少量の率であつても、それは地方団体の要求というものは、欲求というものは押さへなければならぬということになりますね。そういうふうに交付税というものを、使つていいものかどうか、またそういうふうに地方の一般のものと競合して参るときには、なるべく競合させたくないから、交付税でまかない切れなという理由のもとに、これは掛金料率を上げる、こういう反作用が起こつてくるという心配が当然生まれてくる、そういうことはないという保証が今取りつけられるかどうか、この点どうお考えですか。

○説明員(高柳忠夫君) 確かに交付税で交付した交付金を特定の費目に使用させるといふことは、現行制度ではむしろ認められておりませんが、地方全体の財政を表示いたします地方財政計画で、その所要の財源措置といたしまして地方税収入、交付税、国庫補助金等合わせまして、われわれが予定します

地方財政の総需要を算定いたしているわけでございます。その際に、歳出面におきまして、共済年金の負担金などのくらしいあるか、また一般の人員費などのくらしいあるか、ただいまお話のようない地方行政水準を引き上げるための公共事業の地方負担金または単独事業費、そういうものをすべて総合的に見まして、地方の財政負担が現行の交付税制度なり、交付税率なり、または補助金なり、地方税収入でまかなえるかどうかということ、年々法律に基づきまして地方財政計画というものを作つておきますので、その機会に十分所要の費用の財源の措置を検討できるかと思つてございます。

○加瀬完君 それは、あなたしるうに話するならそれで通るかもしれないけれども、あなた地方財政計画どおりに決算額が出てくるかどうか、百も承知でしょう。まるきり地方財政計画といふものは、どういふものを立ててあるのか、疑問を持たせられるような形で、ある団体によりましては、決算額が出てきていますのですよ。今度、ことしの地方財政計画三千七百億支出が増になりましたね、しかし、二千七百億といふものは、これはもうひもつきでしよ。事務的経費として出さなければならぬものでしよ。純然たる独自の財源として使えるものは九百億ですよ。ですから、地方財政計画の計算では足りませんから、町村によればただし書き方式を使つたり、法定外課税を県によりましてはかけたりする。それで他の税収といふものが実情です。これは、しぼんでくるおそれもあるのです、交付税は。そういうときに、しぼんできてもふくらんでいつ

も、一定の財源保証というものは、このとおりできているという補助金なり、初期からの交付金なり負担金なり、こういう形であれば何の心配もない、他の地方財政の財源とかみ合ひすることもありませんが、社会保障という建前で打ち出して、船員保険だつて国が負担しているのではありません。この共済組合だけ国が負担といふものはゼロですよ。交付税で……交付税といふのは国の税金じゃありませんよ。地方の財源です。大きなお世話です。地方の財源の交付税を何%使おうが、そういうものにひもをつける権限というものは、法律の解釈からすればいいですよ。地方交付税のところを讀んでごらん下さい。そういうものを一々国がひもをつけて、国が自由にしたいものかどうか。どこの条章を讀んだつて、そういう法解釈は出てきませんよ。これは自治大臣、どう思われますか。負担金なり何なりといふのはつきりしたものでなくて、交付税などという初めから地方の財源であるべきものを国がチェックして、これだけで、これは負担金の肩がわりだと、こういうふうになつて、はいさようございませうか、ごちそうさま、とかしこまるのは、今までの自治省の主張からいっておかしいじゃないですか。自治大臣、どうですか。

○国務大臣(安井謙君) お話のとおり、この年金制度、共済組合制度の一部を国庫の負担金でまかなうべしという議論は、確かに私は立ち得る根拠があると思ひます。従来そういう折衝を続けてきましたことは、何度も申し上げたとおりであります。しかしこれは、いつまでたつても平行線でございますし、これをやらなければ解決が

できないという問題でもあり、もう一つ、考え方によつては、これはほかに、国が補助金を出していい団体もあるのだし、別途に今後の財源保証、あるいは財源措置といふものができれば、あなたがそれに必ずしもよらなくてもいいじゃないか、こういう議論も立つわけでありまして、私もそれはそこを判断いたしました今度のような措置をとつておるわけでありまして。

○加瀬完君 それは単位費用といふものを作つて計算しますけれども、地方の要求したとおりの交付税が来ることはいいでしよ。適当に七〇%なり八〇%なり、あるいは八五%なりといふもので按分するわけでしょう、自治省で。だから、あなたのほうでは、くれたと思つてゐるかもしれないけれども、地方団体では要求しただけもらえないといふのが、交付税の運営の現状です。だから端的に言へば、そんな交付税といふものはもつたのだから、もつたものをどう使おうと大きなお世話だ。——それでなくて、共済組合の負担金は国が一部分、一〇%でも幾らでも必ず出せと、こういう御主張だった。その御主張を貫いていただくように、

今後お働きをいただきますか、いただきます。○国務大臣(安井謙君) まあ正直に申しまして、一応こういうふうなきまつたものでありますから、今ここでお世辭を言うわけにもいきまいと思ひます。しかし、全体の今後の財政を考えまして、さらにそういうふうなものが必要であるといふふうになれば、また、それは強い主張もいたしたいと考えております。ただいまのところ、今のようない制度で進みたいと思つております。

○加瀬完君 努力はして下さいね、初めの要求だから。行政局長に伺いますが、勸奨退職の率はよくなつていますね。これはどういふわけですか。○政府委員(佐久間彌君) それは、本人の純然たる自発的な意思による退職ではございませんで、勸奨をいたしました結果による退職でございまして、退職手当を優遇したものと考へております。○加瀬完君 それならば、本人がいやがるのにやめさせられて、そうして若年停止のワケはこれはやらないといふのはどういふわけですか。勸奨退職で退職年金の率を上げることが、若年でやめさせる一つの優遇策であるとするならば、恩典としての若年停止といふのはあったのだから、これも当然生かされてしかるべきじゃないですか。○政府委員(佐久間彌君) 退職手当と退職年金とは、性質が違ふと思ひます。退職手当の場合に優遇の措置があつたから、それはそのまま残しておいて、退職年金についての若年停

止を廃止することはおかしいというこ
とも言えないと思うのでございます。

○加瀬完君 一体、退職する意思のな
い者を勧奨して退職させるから、その
手当を優遇策として出すというので
しょう。勧奨退職された者は、若年停
止の恩典も、今度はなくなるわけだ
ね、将来は、退職手当を優遇するとい
うならば、若年停止だつて生かしたつ
ていいじゃないですか。

○政府委員(佐久間重君) 勧奨退職
は、本人の意思に全然よらないとい
うわけじゃなくて、初めから本人の発意
じゃなくて、勧奨を受けて、そうして
本人が発意をいたした場合でございま
す。その点、先ほどちよつと言葉が足
りなかったかと思ひますので、訂正さ
していただきますが、勧奨退職を受け
ました場合に、退職手当を優遇する
ということ、退職年金の場合とは、先
ほど申しましたように、性質が違ひの
ではないか。年金の場合におきまして
は、どのような退職の事情がございま
しても、一定の率の年金を支給される
というのが建前ではなからうかと思
つております。

○加瀬完君 他の委員で質疑を御希望
の方もありますから、私はこれでやめ
ますが、文部省に最後に伺います。

一般公務員に比べて勧奨退職等の方
法で女子教員のやめさせられている事
実というのは、あまりにも顕著です
ね。今日の時点において見るときに
は、女子教員の残存率が非常に低い。
説明をするならば、低い内容は、勧奨
退職などという事実、これは認め
ざるを得ませんね。この点はお認め下
さいませぬ。

○政府委員(杉江清君) 女子教員の退
職については、私はいろんな場合があ
る……

○加瀬完君 いや、認めるか認めない
か聞いている。

○政府委員(杉江清君) 傾向としては
認めます。

○加瀬完君 若年停止が廃止されると
いうことになりましたと、これは勧奨退
職などということ、女子であらうと
も、若年の者をやめさせるような方法
は、敢てこれは指導助言によつて慎ま
せていただけるものと了解してよろ
しゅうございませぬ。具体的に言うな
らば、お前の子供を採用するからお母
さんはやめろ、おやじさんは校長に
してやるから細君のほしやめろとこ
ういうくだらないやめさせ方は、今後
絶対にさせないという指導を、あなた
方は都道府県教委になさつて下さるで
しょうね。

○政府委員(杉江清君) その辺の判断
は、私は教育委員会が適当に行なうと
期待しております。ただ、それを実際
において不都合な事態が起こつたとい
う場合に、これをどうするかというこ
とは、もちろん私も検討いたさなけ
ればならぬのでありますけれども、実
際はこういふような制度の変革が起
れば、それを含んで、その辺の判断を
適正に行なうものと私は考えておりま
す。

○加瀬完君 文部省はやらなくていい
ようなことを一生懸命やつて、やるべ
きことを判断にまかせたり何かするか
らおかしいのだ。そういうことをあな
た方は当然指導助言しなければなら
ないことなんです。そうでしょう。一斉
テストなんか、やつたつてやらなく
たつていいものだ、また、やるべき法

的根拠も明確でない。目下係争中だ。
勤評なんか一番ではとにかくあなた方
の負けだ、そういうことになりき身を
やつしているならば、やるなどいつても
やりたくてやつておるのだから、それ
をとめやしないが、それは争ひの問題
として、こういうことを知らぬふり
としては困るというのですよ。あなた方
の表でも、だんだん責めてきたら出し
た、女の先生のやめておるのが、残存
率がはなはだ低いでしょう。脱退率
が高いでしょう。これを放置しておい
て、若年停止がございませぬけれども
御心配ございませぬと、うそぶくにし
ては、ちよつと責任を私はとらな過ぎ
ると言わざるを得ない。これは大臣が
いないので困るけれども、あなた方
局長、大臣に十二分に進言をして、
とにかく男女同権だから、女の先生は
めさせられることがないと思ひます
と、こころいふことは新憲法のも
とであります。一番最初大臣はこころ
言つたのだから、新憲法のおおりの
ように、ひとつ指導助言をお願いいた
します。いいでしょうな。

○政府委員(杉江清君) これは、先
生、十分事情御存じだと思ひますけれ
ども、女子の退職の場合の事情は、一
がいに強制的にやめさせるといふ実情
とは私は考えておりません。それはい
ろいろな本人の家庭事情もあり、い
ろいろな事情が総合されて勧奨とい
うのが行なわれているわけなんです。
その辺について、教育委員会が現在
において、教育委員会が指導をして
おる、今まで不当な私は指導をして
おるとは考えません。その点はしかし
こころいふふりな事情が変れば、私
は教育委員会も十分その変わったこと
を考慮するだろうし、また基本的な
男女平等、女子だから特に早くやめ
させると

いうことは、やはり新しい憲法の趣旨
に反する、そういうことを含みなが
ら、いろいろな判断をしているわけな
んですから、こころいふふりな事情が
変われば、やはりそれを含んだ適切な
判断を総体においてすると思ひます。
ただ、これはいろいろな場合がありま
すから、その判断に適正を欠いた場合
文部省としても、これは捨てて置け
ない場合もあるかと考えます。

○加瀬完君 あなた方の答弁は、御認
識がはなはだ適切を欠いているから
言つていいのです。私が問題にして
いるのは、当然能力もあつて、成績良
好な勤務をしている者が、女子なるが
ゆゑに勧奨退職を今までのようにせし
めるようなことを敢て慎んでもらいた
い、そういう指導をしていただきたい
ということなんです。事実はして
いる。それは都合によつてやめる方
もありません。そういうことまで、都
合によつてやめる方までやめるなど
言つては、成程優秀で、校長が残り
ておるのじゃない。やりたくて、し
かも、成績優秀で、校長が残して
おる者も、もうそういう高年齢の者
はやらせておくわけにはいかぬ、こ
う言つてやめさせておる事実は幾
らでもあります。何なら文教委員
会に全部資料を出して、一日でも
二日も二日もあなた方やり
ましよう。そういうことをしないで、
一斉テストにうき身をやつておら
ないで、そういう具体的な教育条件が
非常に悪化しているところをさつぱ
り調査してくれなくちゃ困るので、
十分調査した上で善処されることを
希望して質問をやめます。

○委員長(小林武治君) 委員の異動が
ありましたので報告いたします。

本日付をもつて委員小柳牧衛君、小
幡治和君、郡祐一君が辞任され、その
補欠として井川伊平君、佐野廣君、北
畠教真君が委員に選任されました。

○小笠原三三男君 時間も迫つていま
すから、私は、共済組合の建前につ
いて二、三お尋ねしたいのです。ある組
合は使用される側のほうで四五%なり
幾らかの掛金額が定められている。一
方使用者側のほうで五六%なり、等を
基準にして掛金の負担をすることがき
められている。そこで、使用者側とし
て五六%なり五五%なりの掛金を負担
しなければならぬという根拠はどこ
にあるのですか。

○國務大臣(安井謙君) 五五%を自治
体側で負担するという根拠はどこかと
いうお問いでございますが、御承知の
ように、国も大体五五%を持つてお
り、地方団体としても五五%持つのは
妥当であらうと、こころいふに考
えておるのでございます。

○小笠原三三男君 私聞いておるの
は、国の持つて五五%でも地方の
持つ五五%でもパーセントはいか
でもいいが、使用者と使用される側
でお互いに金を出し合ひ、持ち合ひ
という、そういう建前の根拠は何かと聞
いておるのです。

○政府委員(佐久間重君) これは、一
般の社会保険といふものが使用者側と
被使用者側とが金を出し合つて相互救
済を目的とする事業を行なつていく、
こころいふ建前でございますので、こ
の地方公務員共済組合につきましても、
その建前になつたわけでありませ
ぬ。これは固なり地方自治団体当局側の恩恵

ではない、雇用の一種の条件である、
そう考えていいですか。

○政府委員(佐久間 謙君) 従来の恩給
のように、使用者側の恩恵という考え
は全然ございません。

○小笠原三男君 そうすると、一般
的にはこの運用は組合員全体に公平に
適用されることを建前とし、特殊な例
外を認めない、いわゆる勤惰の状況そ
の他の条件によって給与なり給付の内
容を変えることはできない、恩恵では
ない、そういう使用者側の意図をこの
内容に含んではいらない、こう考えて
よろしいですか。

○政府委員(佐久間 謙君) 建前として
はさように考えております。

○小笠原三男君 それでは、この話
をするつもりではなかったのですが、
ここできめておくのですが、きのうか
同僚委員が質問をしたときに、懲
戒処分にせられた者について、給付の
内容が変わってくる、こういうこと
は、この共済法の中で運用されるもの
ですか、それとも当然他の給与その他
について行なわれるものを建前とすべ
きですか、私はこの際お断りしてお
きますが、国家公務員に準じてそうし
たのだなどという根拠のない根拠を
もって答弁されることを私は拒否する
のです。原則の問題としてお尋ねしま
す。

○政府委員(佐久間 謙君) 建前といた
しましては、先ほど申し上げたとおり
でございます。ただ、御指摘のような
犯罪あるいは懲戒処分を受けた者が
につきましては、若干人事管理上の意
味も一部加味をいたしまして、御指摘
のような規定を設けておるわけござ
います。

○小笠原三男君 若干人事管理上の
観点というものがこの法の運用の中に
忍び込むことをだれが許すのですか。
そのために五五〇なり五六〇を出すも
のではない。だから、原則的な建前を
聞いたのです。たとえば停職なら停職
期間給与において懲戒の物的な部分を
明らかに表わしておる、これは相互共
済とある、しかも、この第一条には、
懲戒等の場合には、不公平な差別待遇
をするぞという規定はないのです、こ
の目的には、国家公務員の例に準ずる
などと、そういう恩恵的な当局にプラ
スするようそんなものが忍び込む余
地は、この法律案の中には、この法の
運用の中にはないはずなのです。あつ
てはならないことなのです、かえつ
て、それが公正なんです。これはあと
で、意見だけ申しましたが、答弁が
あつたら答弁して下さい。

○政府委員(佐久間 謙君) これは相互
共済の制度ではございませんが……。

○小笠原三男君 ではございませ
うが、その他があるのだ、理由は。
○政府委員(佐久間 謙君) その建前
でございます。ただ、そこで先生のおつ
しやいますように、立法論としては検
討の余地があるかと思ひますが、ま
あそういうふうによし上げちゃいかぬ
という仰せでございますが、私どもと
いたしましては、国の制度の例にな
らつたわけでございます。

○小笠原三男君 国の制度の例が悪
いのです。それは恩給観念から経過的
にそういうものが現われてきただけな
のだ。観念が混淆しておるのです。断
ち切れないのです。形骸だけは共済組
合などという民主づらをして、一部そ
うしたものが残存しておるのだ。建前
は二分すべきです。懲戒分限は懲戒分

限でやるべきです。この法の運用はこ
の法の運用で適正にやるべきです。強
くこの点は大臣に希望しておきます。
たとえば、これが理事長が選任せられ
て、組合の運営が審議会なり総会なり
組合会なりによつてなされて、懲戒そ
の他の処分を受けた者であるから、か
うかようしかじかするなどということ
を、それぞれの代表機関がやる根拠は
法律にない限りは、あつてはならない
ことなのです。そんな運用をすべき
じゃない。法律がそれを強制するとい
うことはむちゃくちゃだ。

それからもう一点ですが、これは自
治大臣にお尋ねします。この地方公務
員関係の共済団体を四つか五つかに区
分されましたが、区分された根拠はど
こにあるのですか。大臣でなくそちら
でけつこうです。

○政府委員(佐久間 謙君) この区分を
どういうふうにするかということにつ
きましては、実は立案の過程におきま
して、私もいろいろと苦慮をいた
したわけでございませう。大体の考え方
といたしましては、従来の沿革あるい
は関係地方公共団体の御希望、御要望
のありましたものをできるだけ尊重し
たいし、なおかつ、組合の単位として適
当な大きさであり得るようになつてい
くことを配慮いたしましてきたわけでござ
います。

○小笠原三男君 そうすると、原則
的な理論的な根拠はさしあたりない、
主たる根拠はない。ただ、地方公共団
体の関係者等との話等でこういう区分
がきまつた、そのとおりですか。

○国務大臣(安井 謙君) これは、やは
り現実の実態に即してこつちの一方分
がよからうということ、一応の原則
はありますが、そのこつちでなければな
らぬという絶対の理論づけというものは
なかったと思ひます。実態に即した
ということが事実だろうかと思ひま
す。

○小笠原三男君 実態に即するとは
どういふことをさして言うのですか。
指定都市が一つの組合を持つ、東京都
が組合を持つ、市町村が持つ、その
ちの市が特定の市だけで持つことも
許される。これは給付の内容その他に
現実的に実態として段階があるから他
とともに歩むことを好まない、あるい
は団体が、機関がそれぞれ小範囲に独
立しているほうが運用上都合がいい、
それらの便宜なものがあるからさ
ではないのですか。もしも給付の内容そ
の他の東京がよくて、次に五大都市
がよくて、次に市がよくて、町村が
はり下なんだ、そういう実態で運用さ
せていくよりやむを得ないのだ、掛金
額なり何なり、それを混淆すると、全
体としてはそれを下回る。上のものは
不平なんだ、反対なんだ、こういうよ
うなことがあるなら、国としてこの問
題に關与するにあつては、この地方
公務員全体が、第一条に見られるよう
な目的を果たすのにどういふ内容で統
一されるのがあるかあるいはどうい
う内容まで高めていくのがあるのか、そ
ういふ目安があつて、こういう法律が
運用されることが期待されると思ひ
ます。ところが、それを實態に即して
というところが現実的に今行なわれてい
るさまざまな段階があるので、段階が
あるなりに取りまとめる、こういうこ
とであるとするなら、私は、この共済
の建前が十全に果たされたとは言えな
いのである。将来の展望というものが
ないのでないかと考へるのですが、

もつとその間の事情をお話しいただ
きたい。

○政府委員(佐久間 謙君) これは、お
話のように従来はばらばらになつてお
つて、給付の内容もまちまちであつたも
のを、段階があつたものを、そのま
ま認めていくためにこつちの区分をい
たしたということでは全然ございませ
ん。この法律によります給付の内容、
条件等につきましては、これはこの法
律で統一的に一定をいたしてござい
ます。でございますから、この共済組
合に属しては、また短期について
は、若干付加給付もできますが、長期
給付につきましては、全部統一的な基
準による給付を受ける、こつちのこ
とにいたしておるわけでございます。た
だ、組合の運営につきましては、従来
の沿革を考え、ある程度地方公共団
体の実情も考へて、運営がしやすいよ
うに配慮をしていく、こつちのよう
な態度をとつたわけでございます。具
体的に申しますと、地方職員共済組合、公
立学校共済組合、警察共済組合は、そ
れぞれ現在国家公務員共済組合法の適
用を受けた共済組合として存在してお
るわけでございます。ただ、これが
従来雇用人だけの長期給付をいたして
おりましたのが、吏員の長期給付も今
度新たに行なうというふうな、事業の
内容は非常に拡充されてきております
が、組織といたしましては、従来から
ありました組織をそのままこの法律で
認めるというこつちの法でございませ
ん。これは同じ地方公共団体でも、そ
れぞれ相当多数の職員を持つておりま
すので、それぞれ独立の組織といた
しまして十分運営が行なわれていく
であらう、かつまた、関係団体からも

そのような要望がございましたので、これは独立して一つの組合を持つことを認めることにいたしましたわけでございます。そのほかの市町村につきましても、市町村職員共済組合は、市町村職員共済組合法に基づきまして各府県ごとにできておるわけでございます。もちろん、これも従来は雇用人だけを対象とした長期給付を行なっておりまして、これが吏員の長期給付をも新たに行なうことになりましたので、内容はかなり変わって参りますが、組織といたしましては、従来ございました市町村職員共済組合をそのまま土台にして新しい組織を作り出していくことにしよう、それから、これまでございました市町村職員共済組合法におきまして、市町村職員共済組合法の適用を受けたくないという希望のある都市につきましても、適用除外の制度があったわけでございます。市町村職員共済組合に入っておりませんでした市が若干あったわけでございます。これらの市につきましても、新たに市町村職員共済組合に入りたいものは入ることも認めるし、あるいは従来どおり単独で事業をやつて参りたいという希望のあるものについては、単独あるいは隣接の市が連合してやりたいというならば、それも認めていく、ただ、そういったしますと、小さな市が独立してやつて参りますと、これだけの事業を行なっていく規模としてはこれは適当ではございませんので、それにつきましては、全国組織といたしまして連合会を作りまして、そこで長期給付については、連合会単位で計算をいたすという仕組みにいたしましたわけでございます。市町村職員共済組合につきましても、都道府県ごとでは規模として必ずしも適当でない点もございますので、これも全国単位に連合会を作りまして、長期給付につきましても、連合会単位で計算をいたす、かようなことにはいたしたわけでございます。

○小笠原三男君 私はさういうことは大体わかる。わかつておるから聞いています。何ら根拠がない。実態に即応して現実に処理したのだということですね。その中でも五都市とか東京都とか、こういう自治体は、その自主的な運用を認めるという実態に乗っているわけですね。その法は、そうして理事長というふうなもの、それぞれの機関が選ぶようになっている、大体ね。それで、そんならお尋ねします。都道府県というものは、これは自治体ですか、国の地方機関ですか。行政局長にははなはだ失礼な質問だけれども、あらためて一歩ずつ聞いていきます。

○委員長(小林武治君) 答弁は簡潔にやつて下さい。

○政府委員(佐久間重君) 都道府県は地方公共団体、いわゆる自治体でございます。

○小笠原三男君 五都市なり東京都を独立して一つのものに認めるなら、なぜ地方自治体、個々の自治体の組織を全国的に統一なものにしなければならぬのですか。民主的な運営をしていくというなら、なぜこれが連合会組織でいかぬのですか。なぜさういふふうには直らなかつたのですか。何の権限と根拠があつてこの地方公務員共済の理事長は自治大臣が任命するのですか。地方自治団体の長や、地方自治関係機関のそれぞれの理事者を国が任命するなどということが今まであります。これは国でも地方

でもない、公共団体でもない。一個の公法人ではありませんが、断じて国のものではない、お認めになりますか、国のものではない。一つ一つ簡単にお答え願いたい。

○政府委員(佐久間重君) これは自治団体でもございませぬし、国のものでもございませぬ。この法律によって認められました特殊な法人でございます。

○小笠原三男君 そして、身分関係あるいは掛金、給付の関係からいへば、地方公共団体に勤める雇用人です、その関係で成り立つ法人です、これは、何ら国とは関係がないのです。なぜ自治大臣が、こうした地方公共団体に関係する法人の長を選ばなければならぬのですか、任命しなくちゃならぬのですか。

○政府委員(佐久間重君) この地方職員共済組合の事務につきましても、従来……

○小笠原三男君 建前は要らぬです。従来も要らぬです。抜本的に直るのだから私は原則を聞いています。のだから、あなたたちが都合のいいところは従来とか、慣例があるとか、そして何でもかんでも国に引っぱらうとする。都合の悪いものは、それは地方の責任ですと追つぱらおうとする。それでなく、この法律案を今後運用される組織と運営と、この建前の上から私は議論している。意見を承っている。

○国務大臣(安井謙君) これは、ごもつもの節もありますが、私どもこれは国が五五％の掛金を持つことでもあります。また、資金の運用面、さういふ方面で、さういふ法人に対しては、国が理事長を任命するといふ制度は、ほかの法人や公団の例から見ましても、標準であらうと思つております。

○小笠原三男君 それは大臣、もうとんでもない言い過ぎでないですか。国の関係機関たる住宅公団とか、東北開発公社とかの理事長を任命するのと、これも法人だから同様でございという論理で任命するのだといへば、これははなはだ申し上げづらいけれども、大臣のその言明は間違つておる。間違ひです、完全に。

○国務大臣(安井謙君) ちょっと言葉が走り過ぎたかもしれませぬが、まあ国が相当さういふ資金面その他で関与する必要がある、任命が妥当であらうと思つております。

○小笠原三男君 それも間違ひです。たとえば都道府県の中で貧窮県等は、それは国の関係する金がほとんど八〇％もあるところがある。自主財源が二〇％もないところがある。その原知事や県会議員を国が任命します。私は、そのことも根拠として聞かなければ、これは文部大臣のほうにあとからお尋ねしますが、先ほどから交付税交付金を渡すのだ、その中から支払うのだ、どこに札束に、これはこのほうに使われるものというところで、みんなそのほうの金だとして千円札にスタンプを押して地方に出します。交付税交付金は、行政水準を維持し、これを向上させ発展させるための、この法案等とは全然関係なく国と地方とが初めから関係して持ち合つていく金なんです。もしもさういふことを言うなら、地方としては交付税交付金でなくて、所得税付加税でもよし、法人税付加税でもよし、実質的な重要な税源を地方が取つて、ほんとうに地方自治団体としての建前を貫く、このほうがいかほどいいかわからぬ。それを一応国が一本的に吸い上げて、さうしてそれを配分

しているだけで、そこに何にも国と地方とが恩恵的に從属的に上下の関係があつてこの金が流れるものではない。おれがちょっと金をくれてやつているのだから、その親玉をおれに選ばせろなどということは、これは明治時代だつてあり得ないことであつて、安井大臣ちょっと間違つておるじゃないですか。それをもしも言うなら、五五％を出すのは地方公共団体、四五％を出すのはいわゆる組合員、株主總會開いた五五が社長を出し、四五が専務を出す、これは常識ですよ。そこに横つちよからちよつとおれが監督してやる必要があるというて、このこと理事長なんといふものが出てくる。そんな筋がどこにあるか。これはあんな議論をいかにしても尽きないことですから、これはこの辺でやめますがね。たとえば東京都の場合、理事を選んで理事の周から理事長を互選するので、連合会の場合も理事長を互選するので、理事が。しかるに、同じ建前の地方自治団体の内容としては連合される組織に国が関与して国の大臣が理事者を任命しなくちゃいかぬというの、この運用の建前からいへば、間違つています。これは、それは後見的であらうが何であらうが、監督をする部分については、理事長を出さないでも監督ができるのです。何でこのこと手足を出してやるのですか。それをまた、地方の公共団体の首長は、地方公共団体の自主を忘れて、早くこの法律案を出してくれ、出してくれとわれわれに電報を打つてよ。この全国の知事も市町村長も何を考へておるのか、自分たちの権限を何と考へておるのか、と思つて。それから、行政局長が言いましたが、地方と相談し

てきめたと有り。しかし、四五%も金を出しておる組合員の意向というものをどこで公式に聞いたことがありませんか、この法律を作るにあたって、使用者である当局側の意向を聞いて、便宜、もろもろの法律案を作つておる。私はこの建前に反対なんです。だからこれは益する法律案ですか。この第一條で見ますと、公務員としての能率を上げるということで公権的に利益があるだけで、直接の利害関係を持つ者は給与を受ける側、掛金をかける側の組合員なんです。その意向は全然無視されて、民主的な法律案であるとか、運用であるとか、あなたたち役人が言う資格はないですよ。あなた方一文でもこの金をかけますか。もう少しそういう点で厳格に、民主的に地方公共団体にふさわしいもの、身についたものとしてこれを吸い上げてやるのが、あなたたち自治省の建前なんです。それが将来理事長なり何なりが、監督する監督するといふので、自治省の役人や国の役人の古手が入つて、そして官僚的な張りとして、これが一つの権益として確保されるなどということもかりにも考えるようだったら、これに掛金をかけるところの全国の地方公務員は泣くでしょう。自分たちが代議員的に代表を選んで民主的に運用すべきものが、横つちから何の権限もない者が来てこれを運用するなどというのを言つたら泣くでしょう。この点も私は将来におきかへておきたい。この点は、荒木文部大臣にもお願いいたします。これは荒木文部大臣と議論をしていて、時間がなからやめますが、正しくは、広域の自治団体たる都道府県の職員で一本作ればいいのです。そして直接の単位自治団体としての市町村の全国の共

済の連合があればいいのです。私はそりと思つたのです、原則として。そして文部省の持つ公立学校共済組合というもの、これは要らないが、あるいはそれは作るなら、これも文部省には必要のないものなんです。監督するといふなら、国の窓口としては自治省が一本であつていいのです。何で文部省が公立学校共済組合にくちばしを入れ、理事長、理事者を文部省側において独占しなければならぬか。そんな根拠はどこにもない。義務制の教職員は建前は市町村の職員なんです。給与をくれているのは県なんです。文部省とは、その個人の関係においては、身分関係は全然絶縁されておる。関係ないのです。そう言つて、義務教育国庫負担法による自動的な二分の一の給与の負担があるのだ。だから、おれのほうによこせといふことなので、たぶん安井さんのお話のようなものを演繹していけば、もつてのほのかのことです。義務教育国庫負担法は、その法の建前で都道府県に金を流すことであつて、個人々々にこれは文部省からお前に特に分けて二分の一の差し渡すお金であるといふので、月給袋の中に文部省の判が押してあるわけじゃない。給与は県からもらうだけだ。まして公立学校の教職員は全然文部省と関係ない。県の自主的な財源によつて雇用されておるのだ。何で文部省がこの共済組合を持つ必要があるか。私から言へば、おせつかいしぐくなんです。二分の一の金を出すのだといふことで、恩恵的にこの組織を運用しようなどといふ、そういう考え方をやめなさい。今やめられないというなら、将来の建前としては、もつとそういう点を民主的に運用するようにお考えになるべき

だと思つた。自治大臣に伺いますが、なぜそういう点を今回のこのういふ抜本的な、画期的な組合法の改正の場合に、根本的に、原則的に考えにならなかつたのですか。

○国務大臣(安井謙吉) いろいろ御意見の節には、地方自治体のあり方という面からも傾聴に値するものがあると思つております。ただ、これは非常に国、地方団体、それぞれいろいろな面の資金も出ておることでありまして、また全体の財政上の資金運用、運用といったような面からも、できる限り国もこれで必要な最小限度において指導も監督もしたほうがしかるべきと考えておるわけでありまして、将来いろいろ運営の状況を見まして、さらにこういった問題は十分検討をしていきたいと思つております。

○小笠原三三男君 近來まれな安井自治大臣として大いに尊敬しておるところですが、今の答弁も私は、それでございませう。実は聞き取れないので、自治大臣であればあるほど、地方の自治体はほんとうに自主的に運営され、国と断ち切られる憲法上の建前を貫くべきであらうと思つた。したがつて、こういう際に、国が直接間接金を出すのだからといふことは因縁です。そういう因縁をつけて、こういう組織の上に乗つたとかいうようなことは、これは諸外国の例からいふたつて許さるべきではないんです。私はこの点はもつと厳格に、厳肅におやり願つたほうがいい。だんだんそういうお話が出てくれば、各都道府県の知事や理事者に能力がないといふふうに聞こえてくるのです。なぜそれらの民主的な連合組織でこれを運用することがいかにぬのです。そしてこの文部省の

関係だと思つたが、金を出している、出してと言つたが、これは主計官にお尋ねしますが、政令の定める金額を政令の定める手続によつて大蔵省の資金運用部のほうに預託しなけりやならないとある。公立学校共済組合の金を、これは私にはある意味において、法律的に規制するといふことは重大だと思つたのです。他のものにはそういう規制はないのです。なぜこういうことを大蔵省としてもこの法律の通過にあたって要請しているんですか。慣例によつて、とまた言うのですか。

○説明員(高柳忠夫君) 国が資金運用部でもつて資金を総合的に運用するといふ要請が片方にございまして、従来の国公共済の場合、厚生年金の場合に、その運用について、それぞれ一定割合で預託を要請いたしておりました。今回の地方退職年金制度にあたりまして、御意見は異なるかとも思いますが、国家公務員に相当する部分の地方公務員もございまして、それから国庫負担をいたしております地方公務員もございまして、それらの部分について、一定額を資金運用部に預託をせしめるとございまして、ただ、その運用につきましましては、法律にも書いてありますように、現在も資金運用部が相当額を地方公共団体の起債その他に運用いたしておりますので、その運用につきましましては、法律の趣旨に従つた運用をいたしたいと考えておるわけでありまして。

○小笠原三三男君 非常に今の御答弁を聞くと、私はなお不満なんです。給与費として大蔵省なり何なりで直接、間接金を出しているものがある。だから、そのものの関係から一部これを取つてきて、こつちの全体の国の資金計画の中に繰り込むのです。なぜ悪いのですというお話のように聞こえるのです。悪いですよ。それは、団体の金を手前勝手に、国であるからといふので、法律で多数をもつて通して、そして国の金庫にこの金を入れて運用する、原則的に、何らの考慮なしに。この組合団体から見たら、法人から見たらよけいなことですよ、そんなことは。効率的にこの資金を運用して、組合員のサービスにこの金が長く使われるために苦心して運用するといふなら、その団体にまかすべきです。資金運用部の資金などに低利で金を渡すよりも、組合員が住宅資金がほしい、何々がほしい、七分でも七分五厘でもいいからとほしがっている。そういう者に貸して、組合員の利益になるような金の使ひ方のほうがいかにほどこいかわからない。あなた今の言ひ建前からいへば、補助金を出したり、融資した先の会社の益金その他は大蔵省の資金運用部に預けるのと同じことですよ。会社、法人にそういうことをやつておりますか。なぜこの団体にだけこういうことをやるのですか。もう少し謙虚に、国の役人であるとか、国の都合であるとかといふようなことだけを、会社、法人、その他の運用と同じように常識的に考えなさい。これは法律で規制すべきことではない。また特に政令などで、そのつどそのつど、ずいぶん金がありやうだ、よしこれを取つてやうやう、こつちの手続で取つてやうやう、便宜、政令を変えてでも操作ができるようなことを、もしお考えになつておられるなら、これはもつてのほかです。もつと常識的にこつちの問題は処理されることを私は希望す

る。給与その他でおれのほうは相当めんどろを見てゐるのだから、お前のほうの金の何多かを、おれのほうによこせ。おれのほうはそれを自由に運用するのだ、そして五分五厘なら五分五厘の利回りでお前たちはそれでがまんして、これでは少し国のほうは昔の殿様か大名みたいなものです。もう少し根本的にこゝろを切り下げてお考えになるべきだと思ひます。今、文部省関係の公立学校の共済であれ、何であれ、共済組合というものに掛金をかけている組合員は、自分のものだという感じはない。行政局長、ここが大事なことです。自分のものだという觀念がない。全部の役員、理事が当局側の者です。すべてわつてゐて、そして国の中央までつながつてゐる。地方の審議会が何を言おうが、そんなものは通りやせぬ。中央から役人が派遣されてくる。そうすると一切がつかいそのほりだけに向いて、サービスこれ努めてゐる。組合員などは官庁の窓口同然で、まことに冷めた扱いで、それはできません、事務が幅狭しているから待つて下さい、けんもほろほろな扱いです。サービス精神なんというものはどこにあるか。そうでなくて、この組合ができたから、これはみんなのものだ、大事にしてこれを運用し、これを育てていくのだ、そして自主的にこれは運用されるのだ、少なくとも組合員である掛金をかけている人たちは、そういう觀念があるようなそういう運営が必要だと思ひます、そう考えませんか、行政局長、あなたたちのものではないです。

○政府委員(佐久間重君) そのように考えます。

○小笠原二三男君 ちろん文部省もそのとおりです、文部省の役人が教育委員会等に出張して行くという、学校教員のために主として設立した共済の寮だ、宿舎だ、そういうようなところで、接待これ努められて、大きな額をして出入りしてゐるところじゃないんです。もう少し国が勝手になるもの、自由になるもの、だといふ考えでなく、それぞれの公共団体の使用者、雇用者との関係で成り立つもの、だといふ根本原則を忘れない運用を国として考へてもらいたい、これは自治大臣に特に私はお尋ねしておきたい。

○国務大臣(安井謙君) 今お述べになりました精神はごもっともだと思ひます、そういう運営を心掛けていきたいと思ひます。

○小笠原二三男君 最後にもう一点。再三若年減額支給制度でもいいますか、この問題が論議せられてゐる。今おつしやるのとおり、組合が民主的に運用される建前をお考えになつて発足するのなら、この法律の通過にあつてそれらのことが現実化しなくても、従来以上に末端の審議機関から中央の審議機関あるいは総会なり組合会なりの意見というものを反映してこの組合が運営されるもの、と考へる、そうすれば運用される財源蓄積、これらの計算その他がいろいろな角度から検討せられて、そうしてこの組合自体の末端関係がその点を希望してくる、そうしてでき得る。こゝういふ判断に達するような状況になれば当然減額若年支給制というものなんかを、従来の慣行というよりなものを生かして運用をはかつていくといふことはあり得ると思ひます。また、そういうことは当然のことだと思ひ、いかがですか。

○国務大臣(安井謙君) たゞたび申し上げましたように、この問題は今後慎重に今後の課題として検討したいと思ひます。

○小笠原二三男君 だから大臣が考へるだけでなくて、この組合が発足するのなら、組合内部で問題が検討されて、そうあつてほしいとなれば、それは当然そのほうに向いて国も努力せられ、制度的に必要であれば制度的にもきめ直す、こゝういふことになるのだらうと思ひます、さういふことはいふとお尋ねしておきます。

○国務大臣(安井謙君) 今まで出ております御意見を十分考へまして、そういう慎重な検討を進めたいと思ひます。

○小笠原二三男君 荒木さん。ただおすわりになつておつて何も御答弁しないのもあれですから、荒木さんにもお尋ねしますが、文部省が共済組合を所管してゐるのだ、これはおれのなわ張りだといふ考へで従来公立学校共済組合を運用して参つたのですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) なわ張りだと言へば言へないこともないわけですが、その意味は小笠原さん言われるように、文部省といふこの共済組合と文部省の立場は、組合員たる国民の作りました地方公共団体と協力してではあるが、作りました団体に對するサービス機関だといふのが文部省の立場と思ひます。そういう意味でなわ張りと言へばなわ張りと言へないこともない、従来のなわ張りの意味とは少し違ふと思ひますけれども、われわれが担当して責任を持つてよきサービスをしていかねばならないといふ意味において、なわ張りだと思つております。

先ほどちよつとお答えしようと思つたのですが、たとえば資金運用部資金として四分の一を預託するという問題も、文部省としてはゼロであつてしかるべしという立場で臨んだのであります。これはさつきからお話が出てゐるように、理論上は当然の主張だと思ひます。ですけれども、大蔵省側の意向が、せつかく資金運用部資金特別会計があつて、いわば国の責任において絶対安全な運用の場所があるのだから少しばかり預託したらどうですかといふ、いわば勧誘とわれわれは感じました。初めは三分の一という要望でございましたが、二分の一負担してゐるのだからその半分、四分の一といふことでまあ妥協したわけでありました。その程度を最も安全な特別会計で運用しても、たとえば一種の安全弁にはなるであらう。そのことを国会の良識をもつておきめいただいたことならば、その他の大幅の資金運用につきましてもは組合みずから良識をもつて運用するといふこととあわせてより健全になるであらう、こゝろ思つて、まあ妥協といへば妥協でございますけれども、御審議願つてゐる内容になつております。そんなような心がまえで文部省はおるわけでございます。

○小笠原二三男君 文部大臣と大蔵省の関係で妥協が成つたこととしまして、この組合が発足すると、当事者である関係者はちよつとも妥協も相談もないのですから、全く不愉快なことだと思ひます。大蔵省がかさにかかつて、そういう金をふんだくりにかかつて、もしもそれができなかつたら高校急増対策の起債のワケも云々とかなんとかまた地方をいじめるぞ、だからちよつとばかり

こつちへ回せと、まあそんなふう聞き取れるのです。都道府県知事以下市町村長はみな大蔵省に弱い。だから、へい、そんなこともけつこつてございませうと、どう運用されてもあの方々はかまわぬのですから。ところが、利益を受ける側は四分の一であらうとこれは運用の仕方によつてはちよつとブラスだといふ見方が起つた場合には、それは安全弁的なものも必要はあつて確保されなければならぬもの、そんなものを確保する道といふもの、国自身が全体の経済の背景になつて銀行の貸付信託その他でも元本保証してゐるのです。国がひつくり返らない限り、日本の経済が混乱しない限りそれは安全と国民としては考へるものなんです。それを大蔵省だけが安全だからよこせなんて少し勝手なんです。なるべくさういふ点は団体の自主的な運用にまかして、国といへども一たん手放して男子として出生をさせた、その意見を聞いてその要請なり相談によつてもよろうなことが運用されるように私は希望するのです。何か握つておるのだから、こゝろもする、あもする、その中でお前たちはやつていけ、こゝろいふ考へ方は間違ひだといふことを繰り返して繰り返しては申し上げる。たとえば皆さんが軽べつしてゐるあんなヨーロッパの東欧諸国、このごろよりやく近代化したようなユーゴスラビアなんか、あんな小さなあんな国でさえ、あのチト一の、国の元首としての権限は、軍事権と外交権しかない。あゝ、国が地方の市町村に對して、あるいは州に對して何ら命令したり、あるいは税を取り立てたり、そんなことはできない。憲法で、はっきり徹底した地方自治という原則ができて

おる。お互いの間にはつきり固然としておる。その中に国は国として経済的な援助を、いろいろ企業を持ちその他で考へてやっているだけのことで、分業をはっきりしておる。日本の行政ぐらゐ都合のいいときには国が顔を出し、あまりみつともいい顔でもありませんが、このこと顔を出し、都合が悪くなると顔を引つ込めて、それはお前たちの責任だ、これはいやみのように聞えるでしようけれども、私はもう何度でも何度でもこのことは繰り返しておきたいのです。責任を持つ持つということを書いて、そうして責任を持つ以上は地方に対して権限を持つとすると、この国のやり方は間違ひです。憲法の建前からいって間違ひです。それが直らなかつたら、いかに将来政党が発達し、政治家が出て、この建前が出てくる限り官僚政治がそのまゝのしかつてくる。私は、ですから基本的な問題としてこの点を徹底的に批判もしたいし、反省もしていただきたい。ただ単に、こゝろ小さいように見える共済組合といえども、一人歩きできるようにみんな援助してやる、この態勢でやっていただきたい。乗っかつてはいけません。ない権限を振り回してはいけません。強くこの点だけは希望を申し上げておきます。

○矢嶋三義君 時間が迫っていますから、数点にわたって伺いますから、明快に簡潔にお答え願います。

まず、百五十九条の在職期間の合算の条章ですが、私の読み方が悪いのか、私が読んだところでは、ある地方団体、たとえばA市という市を例にとりましよう、A市の議員であつた人が他の市の、Bという市の議員になつ

た場合に、そのA市時代の議員の年数とB市時代の議員の年数は通算されるようにこの条章は読めるのではないかとおもうのですが、私の読み方が間違つておるのか間違つてないのか、お答え願います。

○政府委員(佐久間彌君) 通算されま

す。

○矢嶋三義君 これは驚きますね。もうともかく僕は批判する元氣もないです。世界に百数十万の国、国の数多しといえども、地方団体の議員についてそういう法律を持っている国というものは一つもないと思う。私は批判する勇氣を持ちません。この法律案の中に地方議会議員の年金制度を入れることと自体、一つの立法技術からいって、立法論からいって問題があると思ひますが、これは経緯からいってある程度やむを得ないと思うのですが、しかし、僕は意思表示をしておきますが、地方団体の議員がその団体を異にして

も、あるいは町、あるいは村、あるいは市の議員であれば、AからB、それからC、そういう場合があり得ると思ひます。かりにあり得ないにしても、理論上からいって、通算するというのはまさにこれは天下一品、世界一品です。もう批判する勇氣はありません。それだけこの法の解釈を確かめて、私の意見の一端を述べて、質問はそれだけにしておきます。

第二点、地方議会の議員の在職中の職務に關する犯罪、それについては在職期間からの除算等の措置がとられるのかとられないのか、もしとられるとするならば、この法案の第何条でうた

われているのか、お答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(佐久間彌君) 法律には直接規定してありませんが、定款で規定されることがあると思ひます。

○矢嶋三義君 地方団体の議員を国家公務員に準じてという考え方がはたして妥当かどうかという点についてはかつて私が論じました。きょうこの時点に立つて繰り返しません。しかし、あなたの方の立場は、国会議員に準じている立場をとっているのが、そのよしあしは別として、国会議員の場合には、在職中の職務に關する犯罪については、在職期間から除外するということは条章にうたわれているわけだ。それはその部分についてはこの法律読んでみるとどこにもないのだが、それを定款に譲つて法文の条章に書かないという首尾一貫していないあなたの方の立法作業態度には納得しかねるものがあるのだが、安井自治大臣の見解を承ります。

○国務大臣(安井謙君) ちょっとごもつともと思ひます。実際はその御趣旨は生かし得ると思つておるのであります。現在の互助年金等につきましても、そういう定款でそれぞれうたつておられますから、今後とも行政指導の面におきましてそれが徹底するようにいたしたいと思つております。

○矢嶋三義君 定款でやる場合にはな

んですが、あなたの方の現在の腹案としては、国会議員の互助年金法もそれに準じた形で定款にきめるべく行政指導しようというお考えかどうか、その点伺ひます。

○国務大臣(安井謙君) 定款を承認す

るにつかましては、いさゝ十分に今の意見を生かしたいと思つております。

○矢嶋三義君 相当問題点があります

が、事態がはつきりましたから次の質問に入ります。

第三点は百六十七条に、この地方団

体の議員の「共済年金の給付に要する費用は、云々と規定して「地方公共団体が負担する。」と結んであります。この内容は本統一基金法案に入れる前の現行法にはなかつたものです。それについて意見はありますが、きょうこの時点では触れないで、ただ何つておきたい点は、その地方公共団体が負担するといふ負担額の一応の見通しといふものはどの程度持つておられるのかお答えいただけます。

○政府委員(佐久間彌君) これは掛金

でまかないますのが建前でございますが、その掛金でまかない切れないとなつた場合に地方公共団体が負担するといふ、こゝろ趣旨でございますが、こゝ数年間は地方公共団体が負担する必要があるものと予想いたしてお

ります。

○矢嶋三義君 こゝ数年間の見通し

についてはわかりました。それでは將來についてはどの程度のことか起こる可能性、確率があるという見通しを持つておられるのか、持つていないければ持つていない、持つていないとするならばどの程度の確率性をもつて、どの程度予想してこゝろいふ条章をうたつたんだと、お答えをいただきたい。

○説明員(松浦功君) ただいま行政局

長から御答弁申し上げましたように、こゝ五、六年の間は、おそらく地方公共団体の負担金は不必要であらうかと考へております。その先行きにつきま

しては、議会の議員の退職の仕方、すなわち、この条章の適用を受けて年金

の受給を受ける議員さんがどの程度出てくるかという実績にもかかわりある問題でございますので、明確にはいたしておりませんけれども、おおむねの見当といたしまして、全くの目算でございますが、現在、地方公共団体の議員については、百分の五の掛金を

ちよだいするつもりをしておりますが、よほどふくらんで参りますと、百分の七、八ないし十程度のものが、数十年先には地方公共団体として必要となるのではないかとこゝろに、こゝく大ざっぱに見当をつけております。

○矢嶋三義君 百分の七、八に上げれば負担せぬでもないわけですね。それを今百分の五で取つていけば、その差の分が地方公共団体の負担になる可能性があるといふことと私は承知しましたが、違ひますか。

○説明員(松浦功君) 百分の五の掛金で当分の間はまかなつていけるだらう。五、六年たつと相当、私どもの見込みどおり議員さんが年金を受けるといふ格好になつて参りますと、掛金では足りなくなる時点が五、六年先に来るだらう。その場合には、五、六年先に直ちにそれだけの金が必要とは思ひませんけれども、五、六年よりまた先、五、六年を経たとき、すなわち、十年ちよつと余になつたときあたりにおいては、百分の五の掛金を議員さんが掛けるほかに、公費負担として百分の七、八ないし十程度の負担金を持たなければならぬ時期が来るのではないかとこゝろの見通しをいたしております、と申し上げたのであります。

○矢嶋三義君 まあ選挙のことですか

ら、その候補者が落ちるか落ちないか

によつて違ひし、ファクターが複雑だから、なかなか予想というのほんとうの予想だと思ひます。それと、しかし、かりにそれが当たるとすれば、相当なものだといふことだけは言えると思ひます。まあ、きょうはこの程度のことを受けておきましよう。将来も、あなたのその推測が当たるか当たらないかといふことを興味をもつて見守れる問題だと思ひます。

あと二点。第四点として承りたい点は、両大臣に伺ひますが、午前中、給付制限について、処分された者の取り扱いについて伺ひました。先刻、小笠原委員からそれに触れた質問もあつたわけですが、まず両大臣に伺ひたいことは、公務員は民間の勤労者、それらの人と比べた場合に、処分された場合のその人に対する影響といふものは、民間人のそれよりは大きい。また、国民のサービスであり、公務員であるがゆゑに、民間人のそれに比して、国民に対する影響性も大きい。この原則的な認識、お認めになられますかどうか。両大臣からお答えいただきます。

○国務大臣(安井謙吉) 国民に対する公僕としての公務員の責任は、国民に對しても非常に大きいと思ひます。

○国務大臣(荒木萬壽夫) 自治大臣のお説と同じに考へます。

○矢嶋三義君 たとえば、この場合に、停職とか免職になつた場合に、給付制限を受けるわけですか。民間人であつたら、停職程度の処分を受けても、そんなに本人に痛くないし、その影響といふものは比較的少ないわけですか。しかし、公務員の場合には、処分といふものは、公務員法の制約を受けて、非常に本人に大きな影響を与へて、

て、痛い。そののみならず、公務員なるがゆゑに、国民に対する影響性といふものも、これもお認めになられた。これを前提として考へた場合に、公務員に対する刑事罰並びに行政罰等の取り扱いについては、慎重の上にも慎重に對処するの、私は原則でなければならぬと思ひますが、これに對する御見解を簡単に両大臣から承ります。

○国務大臣(安井謙吉) 当然慎重に考へなければならぬと思つております。

○国務大臣(荒木萬壽夫) 昨日もお答え申し上げたとおり、もちろん、慎重の上にも慎重でなければならぬことは當然だと思ひます。

○矢嶋三義君 自治大臣に伺ひますが、あなたの方の立場で、被処分者の給付制限をこの条でうたつておられるわけですが、その内容は、かりに、あなたの方の立場に立つても、最小限のものにするのが、先ほど小笠原委員が指摘しておりましたが、共済組織、その共済組合の立法精神からいって、最小限のものに、かりに、あなたの方の立場に立つても、これを取り扱い運用されるべきものと思ひますが、この原則論はいかがですか。

○国務大臣(安井謙吉) 実態によつて、いろいろ状況は違ひと思ひますが、過酷にわたらないように、十分配慮すべきものだと思ひます。

○矢嶋三義君 あなたの方の出したこの法案を明確にするために、政府委員、事務当局に、例をあげてお答えいただいております。たとえば懲戒免職を受けた人は、どういふ制限を受けますか。

○説明員(松浦功君) 懲戒を受けたその団体に勤務した期間にかかわる年金

部分の二割を政令によつて削減するよう規定したいと考へております。

○矢嶋三義君 あなたの方の立場で、こゝういふことですか。私がたとえばAという団体に勤めてBという団体にさらに移つた。Aという団体のときには無事に勤めたが、Bという団体に勤めたときに懲戒免職になつた。その場合に、Aの勤続年数は無きすが、Bの団体の勤続年数の二割に相当するものについて給付制限をする考へだ、こゝういふことですか。

○説明員(松浦功君) そのとおりでございます。

○矢嶋三義君 もう一つ例をあげて私のこの法案に對する反論をするために伺ひます。たとえば休職六カ月になつた場合は、どういふ給付制限の影響を受けますか。

○説明員(松浦功君) 休職期間にかかわる年金部分の二割でございます。それだけを給付制限をしたいと思ひます。

○矢嶋三義君 あなたの方の考へはわかりました。私は、その給付制限を受ける量の大小の問題ではないと思ひます。今の小笠原委員と見解は同一です。午前中にも触れましたがあなたの方の立場では、公務員だから、あるいは国から、一部、公経法から出しておるから、あるいはお世話しておるから、折目目を正す意味で云々という、人事管理的な考へから出てきておるのではありませんか。しかし、私のこれに對する考へは、基本的に、午前中にも触れましたように、量の大小といふことでなくて、やはり本質的な問題点があると思ひます。それは討論になるからよしませう。

そこで、文部大臣に伺ひますが、私は、文部省にかかわらず、池田内閣の、これは岸内閣時代もそうですが、刑事罰、行政罰に對する態度といふものは、やや私は——ややといふ言葉をあえて使ひます、あなたの方の立場に立つて軽率です、私用し過ぎておると思ひ、僕は、そゝういふこととあわせて、こゝういふ条章を見たときに割り切れないものを感じる。そこで具体的に、もう時間がなから、ひとつ文部大臣にこの際私は承つておくのですが、まああなたが主務大臣となられ、公立学校共済組合の組合員となるであらう教育公務員についても、ともかく結論的に行政罰、刑事罰といふ係争事件がたぐさん起つております。そゝうしてごく最近御承知のように、東京都教組の法廷における係争案件について東京地裁は無罪の判決を下しました。これ、政府部内の、検察庁では控訴するかしなにかといふことを當然検討中であらうと思ひますし、そゝういふようにうわさとして承つております。私はこの行政罰、刑事罰に對する政府のあり方について原則論は先ほど伺つたわけですが、ただこの際、文部大臣に承つておきたい点は、あゝいふ判決があつた場合に、これを控訴する、検事控訴するかしなにかといふことは、その所管である検察当局の見解に一任しておくべき問題であつて、文部省あるいは文部大臣がこれは控訴すべきだとかんとかいふ意思表示をしたり、働きかけたりの、動いたりますべきものでないかと私は考へるのですが、念のため荒木文部大臣の御見解を承つておきます。

○国務大臣(荒木萬壽夫) 少なくとも文部省ではさういふことを考へるべきではないし、考へません。

○矢嶋三義君 第五点、最後の質問を自治大臣にいたします。

この法案について、審議段階においていろいろとこの内容が究明されまして、相當さうな内容を持つてゐるということがまあ指摘されたわけですが、それに対する直接に反省される点はある程度大臣の答弁に出た面もありますが、ともかくさういふものではないかとだけははつきりしてゐると思ひます。大臣に伺ひたい点は、あなたは大臣の在任中はもちろんのこと、あなたが大臣になられようと、それから大臣の部下である事務当局は、かりにこの法律はこゝういふ皆さんのままで公布施行されたやうな場合においては、その内容の改善、研究に徹底的に努力される義務がある。そゝうすべきものだ、おそれるが、どういふ運命をたどるかかわりませんが早急に慎重審議していただきたいと立法院に要請してゐる行政府の所管大臣としては、そゝういふ責任ある答弁が、この際出されるべきであり、その用意を持つてゐるものと私は判断しますが、私はそれだけを承つて私の質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(安井謙吉) 新しい制度の発足でございます。最善を尽くしたつもりでおります。いろいろな国会の審議の過程を通じて、貴重な御意見も拝聴しております。私が在職するとかだれが……局長の責任である、そゝういふこととかかわりなく、今後ともよりよい運営のために十分に努力を続けていくものと確信をしております。

○小笠原二三男君 関連しまして、一点だけ。

今矢嶋委員の行政処分にかからんでの共済組合の給付内容なり運用の問題で

質問があったのですが、これは文部省なり地方公務員関係なり、当面起こっている問題ですから、どう運用されるのか例をあげてお尋ねしたい。

ある団体行動なり争議行為が行なわれる。それによって行政処分として懲戒免職となる。刑事事件として追及される。そうしてその人間が、最終判決において教唆煽動あるいはその他の事実がないとあるいは争議行為は違法でない、かりにそういうことで無罪とせられる。そうなった場合には、現行法においては行政処分を受けた日から二年なり三年後に裁判で争い、そうして無罪となった。あるいは行政訴訟をもって無罪となった、こういう場合に、この処分のあった日へ復権して、復職させることができない。この判決のあった日から復職してくる。この間は旧法と違つて、損害賠償請求等別な手続をもってこれが補償を要求せざるを得ないのです。この者があとで年金給付の対象になった場合に、みずからの行為に出でないで、そういう行政当局の錯誤によつて、当然保持し得べき地位から離されておつたこの期間というものは、長期給付の期間に算入せられますか、せられませんか。

○説明員(松浦功君) 国家公務員共済組合法は現在施行になっておりますが、国家公務員共済組合法においても全く同じ規定を持つておるわけでございます。現在の運用といたしましては、禁錮に、懲戒処分に出せられた者について、一応は年金はとめる格好になるわけでございまして、一部をとめる格好になるわけでございまして、その懲戒処分が取り消された場合には、過去にさかのぼつて全部支給するといふ取り扱いにいたしております。同様

の取り扱いをしたいと考えております。○小笠原二三男君 それは年金の運用だけで、人事院規則等との関係なしに処理せられるものと考えていいわけですね。

○説明員(松浦功君) さうでございます。

○小笠原二三男君 承知しました。

○山本伊三郎君 それじゃ、私のほうの理事から聞くと、きょうで何か質疑は終わらだといふところなんです。実は、私が過去四日になりましたが、お尋ねいたしました、私の質問の内容からいって一割にも達しておらない。で、立法論で論争すると、どの大臣でもごもつともかあるいは考慮するとか、将来検討するといふことで、これはもう対決にならぬと思ひまして、私は過去四日間にとりまして、最もこの法律案の基礎的な問題である保険数理からくる問題を取り上げて質問いたしました。一見聞かれておる方々には、何だか専門家をいじめておるやうに聞かれましたが、そうではないのです。立法論ももちろん必要です。必要ですが、この数字が変つてしまへば根本的にこの組合というものは崩壊せざるを得ない。で私が冒頭に、これは公務員課長が行政局長であつたかと思ひますが、今度の、この地方公務員共済組合法は平準保険料方式ですべてを運営するのと言へば、そうでありまして、こゝろから一応を認めさせていただきましたが、まづここから一応を認めさせていただきました。○政府委員(佐久間達君) そのとおりでございます。

○山本伊三郎君 そこで、きょうは実は大蔵大臣も、問題が相当あります。で、来ていただくよう要請したんですが、大臣は留守で、主計局次長が見えておりますが、あなたは大臣にかわつたつもりで聞いてもらいたい。そこで、もう一つ実は残つておる問題がありますので、きょうは確認する上の質問でありましたが、その前に文部省当局に聞いておきますが、また数字になりますけれども、あなたのほうから二回目にもつたこの脱退残存表と、一回目のやつと相当狂つておる。計算の都合もあつて私は結論を出しておらないんですが、新しい脱退残存表による——財源率は前のやつで出されたのがこゝへ載つておる。いわゆる合計百分の九・九六四、こゝろいう財源率ですが、過去四日間いろいろ議論した中で、脱退残存表が動くやうなことは、もうこれはおのおの確認したと思ひますが、幾ら変わつておるか、そういう計算をされましたかどうか、それだけまず聞いておきたい。

○説明員(進藤聖太郎君) 今のところまだやつておりません。

○山本伊三郎君 これはなかなかそう簡単に技術家としてできないんです。が、もう少し審議の日にちがあれば私はお願ひしたかつたんですが、これが出なければ相当また問題が残るんです。で、私は、これも概算です、なかなか時間がたつたので、これは私が一応経験上から概算したんですが、これはまあ専門家の問題ですが、百分の〇・五程度動くかと私は見ておる。あるいはもっと動くかわからない。この点は概算ですから、私はそれをはつきり言つておいて、速記録にとめておいてもいいんですが、この程度動くとは

思わないかどうか。専門家としてちよつと意見だけ聞いておきたい。

○説明員(進藤聖太郎君) 脱退残存表の関係から参りますと、年金の支出現価はふえて参りまして、一時金は減るというところは明らかでございます。しかし、ほかの、廃疾率、あるいは有遺族率、いろいろなほかのファクターもございまして、全体としての程度になるかといふことは、私もまだ最終的な検討に至つておらないわけでございます。はたして上がりますか——まあ下がるといふよりなことはないと申しますけれども、多少上がる傾向にあるといふことは言えるんじゃないかと思ひます。

○山本伊三郎君 私はもう今日になつてあまり皆さん方を責めたくはないんです。先ほど私が確認したように、今度のこの制度は平準保険料方式でやるんだという。この財源率の出し方によつて、これはもう、この運営というものは根本的に変わつてきますので、上がるというところはまあわかつておるということですが、私は一応私なりの意見を述べます。そこで、今日までこれを結論的に確認するために聞いておきたいと思つて、いろいろとああいふこまかい——こまかいといふんです、計算上の話をしたんですが、文部省の当局が今言われたものが、それが今上がらないとかりに仮定して、この表で財源率を計算した場合には相当問題があります。最初自治省が配られた第一総括表という表のこれで私は見ているんですが、これによると、合計の下に掛金率と負担金率、これを百分の〇・〇、小数点一位でとめておりますが、あとは切り捨てております。しかし、そのおのおの欄における切り捨ては

わずかであるけれども、これを総計すると相当大きくもなる。私どもの計算では〇・〇二三六一になる。計算をしてそのとおりかどうか、御答弁を願ひます。地方共済、地方職員共済、公立学校、警察共済のうちの一般特例、これを合算して、切り捨てた端数だけ計算して下さい。

○説明員(堀込惣次郎君) たいへん申しわけございせんが、今質問の御趣旨がちよつとわかりかねましたもので、すから、恐縮ですが……

○山本伊三郎君 よく聞いていて下さい。これは僕は、今技術屋にも頼んでいないのです。これは答弁は、あなた、非常に目ごろ——こゝろ言つて悪いけれども、あまり重んじられていない方々だと思つておる。そういう方々にこゝろいう席上で追及するのは私は内心はあまりうれしくないのですが、こんな計算くらいは——この表は技術屋が作つたけれども、これはやはり各担当省あるいはこれをまとめたのは自治大臣であるといふことは考へておるのです。したがつて、そういうことは重要なことは一応見ておかなければいかぬと思ふ。この掛金率、負担金率は、おのおの〇・〇以下三位でとめておるのではありません。それ以下の端数は四捨五入じゃなしに、切り捨てておるのではありません。ずつと計算してみなさい。四五、五五に分けて切り捨てておるでしよう。

○説明員(堀込惣次郎君) 地方職員では四捨五入をいたしております。

○山本伊三郎君 何で……

○説明員(堀込惣次郎君) それは千分の一以下の点で四捨五入をいたした

慎重に検討をして措置をしたいと思ひます。

○山本伊三郎君 私、金額が少ないとか多いとかいう問題で言っておるんじゃないのですよ。平準保険料方式であればやはりこれはもう地方自治体がこの五五％かければ、あと何ら共済組合に対する義務はないでしょう、掛金の。組合員も百分の四・四、これはいいか悪いか別問題として、かければ、足らないといつて負担する必要ないでしょう。で、この間、大蔵大臣に聞いたら、地方公務員共済には補助金はないけれども、しかし、地方公共団体のいけれども、しかし、地方公共団体の負担に事欠く場合には若干考えてもいいという発言をしておったんですが、この事態に対して何もやるといつておられない、そうでしょう。しかれば、一体これはだれが持つか。平準保険料方式でなくして、自然保険料方式をとれば、これは国なり自治体が負担するんじゃないです。そういう規定が法律に何もないのに、私は、こういう皆さんの、ずさんと言つては悪いけれども、五位以下を切り捨てて計算するところ、私に、私は非常に不安がある。それを最初に確認しておきたい。あなたの言うような方法でやれば、平準保険料方式ではないんですよ。あとで考えるの、身が考えるんですよ。組合員が考えるんですよ。足らなかつた場合借金する。自治省に何の権限あるんですよ。権限ないでしょう。組合が、これを立法するまでは自治省はいろいろとやるけれども、これは動き出したんですよ。おのおのの組合がやるんですよ。その場合に、あなたが立法するときに、こういう資料によつて下さい、国会で承認して下さい」といふ。

いつて、しからばこのわずかな金でも年にたまたまは相当大きくなつてくると思う。それは一体だれが始末するかという事も何も触れておられない。これは国が持つてくれるという事であれば、私はオーケーですよ。もしあなた方が、そういう考えでいるならば、私は四日間尋ねたように、この数字というのは信じられない数字であるということを書き添へる事になる。私はそれを言いたい。こういうものは、これは生命保険会社なんか行つてみない、小數以下七位から八位まで出して計算している。国民年金保険法においても、この計算というものは三位や四位や五位で切り捨てない。そういうことを言われるから、私はぜひ最後にこれを確認しておかなければ、われわれが見ないならよろしい、ああそうなたかというけれども、われわれにこの資料を提供されて、そういうものは切り捨ててあつて、その端数というものは、かりに十億でも、あるいは三億でも十年たてば三十億になるでしよう。そういうものをだれが持つてくれるかというのをまず確認しておきたい。もしそうでなくして、あなたがさつき答弁されたように、この数字というものは一応出したけれども、将来再計算したならば、動くものであるということを言われるならば、私はその答弁でもよろしい。そうすれば私はまた別な意見を持つてこれに臨みたいと思ふが、どちらであるか。これは課長よりも、大臣も聞いておられるし、また、行政局長もおられる、これははつきりだれが負担するか。

○政府委員(佐久間) 御指摘の通りに、計算上端数を切り捨てたことによりまして、年に何億か足りない分が

出るわけでございます。それが積みもつて参りますと、相当の額になることは確かに予想されるわけでございます。しかし、これは非常に長期にわたつて積み立てて参る、それをまた運用して参るわけでございます。組合がそのプールをしたものの中で、運用をさしあたりはしていつてもらうと、しかし、これが将来相当多額になりまして、組合の負担にたえないというふうな状態に、もしなりましますらば、その際にまた、五年ごとに再計算もいたすわけでございします。その実績を見た上で、それに応じた措置を検討すると、こういうことになっていかざるを得ないのではないかと、かように考えております。

○山本伊三郎君 だれがそれはやるのですか。この計算をした場合に――将来この計算をしてやり直すと言いますが、最初この法律案を出されたときには、これだけの財源率であつた内容でやりますといつて出してきたのでしよ。そのもととの計算の場合に、それだけの誤差、誤差というよりもはつきりした切り捨てたものがあるのです。そういうものを認めて、このあなたの出した数字を私は正しいという立場で話しておるのです。正しくないといふ意見ならそれでよろしい。正しいといふ意見なら私はいろいろ聞いて、きょうは結論的にただしておきたい。だからこの資料でいつて、法律の内容を照らし合はせまうと、この金は必ず足りないようになつてくるのです。将来これをどうこうするといふ。これは組合の問題です。最初法律を立法するときには、この内容でやりましますから、ひとと参議院で認めてもらいたいといつて提案をされたのだから、その

際にこういう足らないものがあるならば、これはやはり国が持つか、地方公共団体が持つか、文部省が持つかといふことさえ、私はこれだけ大臣から言つてもらへればそれでいいのです。何も金のわずかなことだから、ここに足らないようになつておるのだと、それだけでしよ。

○政府委員(佐久間) 将来再計算をいたしまして、財源率がきまりますれば、その財源率をもとにいたしまして、四五、五五の割合で掛金率、負担率を出すことになりまします。さしあたりそういうことで処理ができると思ふのでございします。ただ将来これが掛金率にいたしまして、負担率にいたしまして、その組合の負担にたえないといふようなことがかりにありたいましますれば、それはまたその時点において国も地方公共団体も一緒になつて解決を考へるといふことにならうかと思ふのでございします。

○山本伊三郎君 僕の質問が悪いのか、わからぬと思ふのですが、僕の言つてゐるのは、こんなものが少々動いたところで運用には差しつかえがあると私は言つておらない。金はどうぞん余つていくのです。このまま蓄積されたら、この前の委員会で申し上げましたように、二十年間は一兆八千億といふ金が残る――十九年まで要する金は一時期金で支障を来たすことは全然ない。私の心配は、あとで質問いたしますが、むしろ当然市町村が負担すべき追加費用、これも私は出さないで、これはあとで私質問しますが、そういうことを言つてゐるのじゃない。あなたの法律を出すときに、これだけの財源が

要りますと、そして負担するのはこれだけですよ、組合の人もこの表を信じて、われわれも信じておるが、このまま負担していつて、足りないやつは一体だれが持つてくれるのかという疑問を起したときに私は言えないから、またわれわれ自身もこの法律案をきめるときに言えないから、そういう足りないやつは国が持つ、わずかのことでから財源率の足らないやつは国が持つのだという、こういう考え方で出されたならば、それでよろしい。それであつてどうこうと、あつたことは言つておられません。現在もうすでに足りないといふことで資料を出されてゐるのですから、それでどうするかといふことを聞いてゐるのです。地方公共団体の負担になりますと、言へばそれであるのです。本人の負担だといふことであつた、また問題がある。地方公共団体の負担としても私は承知しないが……何もしは欠陥ばかり拾つて言つてゐるのではない。平準保険料方式でやるといへば、どこからもこれを補助してくれない、金を出さなければならぬ。問題は、ある程度借入金ができるけれども、これも一つの限度がある。借入金は返さなければいけない。それで言つてゐるのです。討論のときにこれはもう少し明らかにいたします。これはこの質問で明らかにしておかなければいけない。

○政府委員(佐久間) 計算上は御指摘の通り、過不足がでる得るかと思ふのでありますが、運用をして参ります上には、御指摘の通りに、支障もございしません。しかし、この計數そのものにつきましては、先般来いろいろ御指摘もございまして、基礎になりましてきたデータもなほ十分でない点

もございします。これは発見いたしましたから、もう一度綿密に調査をいたしまして、その実績に基づいて検討すべきことだとかように考へております。

○山本伊三郎君 大蔵省の人に来ておられますが、国家公務員の場合は、われわれが討議したときには、公務上のやつも財源率に入つておつたのですが、あるいはその後公務上のやつは法律上、国が負担するといふことで、のけられたといふことを聞いてゐるのです。その点ちよつと聞いておきたい。

○政府委員(平井) ただいま御指摘のとおり、公務上のものにつきましては、その後除去いたしております。

○山本伊三郎君 そういふことで、わずかでもこれはいろいろ問題が起つて、あつても問題が起る問題だから、私はここではつきりしておきたいと思ふ。である問題があつて後、あなた方も相当今日の立場に立つて答弁せざるを得なくなつたと思ふ。また、資料も正直なものを――それを資料をあなたの方で、何とかまかして出してきた、われわれがだまされたといふことであつた、これは私のほうの責任じゃない。だけれども、正直に出されたかどうか知りませんが、出されてみると、われわれは国会で一応確認しておかなければ、あとでこれが組合の負担といふふうにして持つてこれらると、これはまた問題がある。また、地方団体が迷惑いたしますから、だから大臣政治ですか、これはもうわからずかですが――建前上はわからずかではない、これは形式からいふと簡単に言えない。

○国務大臣(安井謙吉) どうもちよつと非常に専門的な数字にわたつておりまして、私も十分にのみ込みにくいところもございしますが、その点は、将来検討いたしまして、その上で善処するようになしたい、こう思います。

○山本伊三郎君 私は、あまり言う、あとでまた係の者がいじめられると気の毒だから言いませんが、この法律の根本に動いている問題であるから、私は執拗に言うのですが、そうなるにつれて、この資料は信憑性がないうことになり、逆にわれわれは考えざるを得ない。あとでこれを覆えていけるというならば、幾らでも手がでるんじゃないかという気もする。これで国会で承認されたならば、この事であれわれはいくのだと、こういうことを認めた上で、この法律案を通すのです。ところが、あとで数字をいらうて何か善処するといふけれども、地方公共団体としても今の割合をふやすといふことは反対だと思ひます。地方公共団体が幾らその割合で見ると言つても私はそう簡単にはいかないと思ひます。もしあとでこれをやり直して、結果はどう出るか知りませんが、やり直すといふのは、一体いつやり直すのですか。あなたの言ひのは、法律による、五年ごとにいろいろ再計算してきめる、と云う言われるのでしよう。そのときにまたやつてみよう、と云うことですか。

○政府委員(佐久間謙吉) そうでございます。

○山本伊三郎君 それなら、もう私はあまりこの問題には触れまいと思つたのですが、それならあなたの資料というものについては私は信用はいたしません。これだけはつきり言つておきま

す。これをきよりに、これが委員会で最後の結論を得られたいとしても、私は資料を見た以上、これで法律案がいいといふことは私は良識上言えない。しかも、ほかの錯誤もあると思ひます。公立学校の場合にはまだ出さなけれども、ふえろといふことはわかる。四捨五入して〇・〇三六と、一応余分に足しているから、私はその程度ではとまりぬと思ひます。そんなものではとまりません。計算してみても下さすけれども、私はそこで認めておきま

す。それから次に、追加費用の問題です。これも前の国家公務員共済組合のときに、非常に問題になったのですが、一体自治省、文部省、警察庁関係で追加費用はどの程度だといふ——こまかい計算はできないけれども、概算と申しますか、どれくらいといふておきま

○政府委員(佐久間謙吉) 約八千億円だと考へておきま

○山本伊三郎君 その八千億円は、この七つの団体についてのおおのどれくらいの総額、八千億円になるのはどういふ割合になりますか。

億、警察が五百九十億程度、それから都、市町村これを推計いたしまして、二千六百七十億程度、合計八千三百億程度に一応推計を立てておきま

○山本伊三郎君 これは責任者に聞きますが、追加費用は年々これは出さなければいけない費用ですが、この措置についてはどういふ方法をとられますか。

○政府委員(佐久間謙吉) これは御指摘のように、理論上は年々支出すべきものでござい

○山本伊三郎君 国家公務員の場合には、あれは大蔵省、政府ですから政府でやるのですが、地方公共団体の場合はそう簡単に準じていくわけにいかぬ、具体的にきよりは最後だから、どうして出していくかといふ、それをひ

と見ておるのですが、計算ができてないといふ口実で出さないのですが、それはそれとしておきま

○山本伊三郎君 国家公務員に準じて次年度十億、それから十五億、それから二十億といふ漸増、通増方針でやっているのですが、あなたのほうのこれは推算でよろしい、これは調査できてないと思ひますから無理は言わないが、十億で、それだけでおきま

○山本伊三郎君 国家公務員が十億でござい

○山本伊三郎君 これは国家公務員の場合にも相当問題になったのですが、われわれはなかなかそれではい

○山本伊三郎君 政令でそういうものをやれといふ、規定すると言われるのですが、今の地方団体の財政状態から見ると、それはやれるところもありま

○山本伊三郎君 政令でそういうものをやれといふ、規定すると言われるのですが、今の地方団体の財政状態から見ると、それはやれるところもありま

○山本伊三郎君 政令でそういうものをやれといふ、規定すると言われるのですが、今の地方団体の財政状態から見ると、それはやれるところもありま

○山本伊三郎君 政令でそういうものをやれといふ、規定すると言われるのですが、今の地方団体の財政状態から見ると、それはやれるところもありま

○山本伊三郎君　そこはいよいよ問題ですがね、かりに三十億としておきましょ。そうすると、地方交付税でこの財源措置として〇・一を増額して、それが十五億だと、こういふんですね。これは自治大臣が予算委員会であつたと言われましたね。そうすれば、その十五億というものは追加費用に見ているということでは私はなかつたと思うんです。これは追加費用の分として考へておつたんですか。その点ひとつ……

○国務大臣(安井謙君)　交付税は、御承知のように、これをどれに引き当てるためのものというんじやなくて、財源一般と、こういう考へ方でありまして、〇・一は大体十五億でありますから、これは〇・四ともいえますので、六十億とも考へられるわけでありまして、これはまあ総合的な配分を考へていく。これをどれに引き当てるというふうには考へておりません。

○山本伊三郎君　あなたはそう言われるが、現実の問題でこれが通れば必ず市町村の負担になつてくる問題なんです。それが六十億になるんだと、あるいはそれ以上になるかどうか知らぬが、私は今度の本法が通つた後における地方団体の負担というものは相当かさまつて見ているんですよ。その場合に、追加費用を今言つていふように、三十億を考へて、ここで私は最後だから確信をしてもいいと思ふんですが、地方団体が財政がそれで持つていけるかどうか。私は相当苦しい地方団体が出来るという想定におるんですがね。この前ここで公聴会をやつた場合にも、白鳥市長ですが、追加費用については十分政府に考へてもらいたいという発言があつた。私は市町村で全

部こういふ心配があると思ふんです。各団体では相当これが問題になつてくると思ふんですが、その場合に、この法律案を提案した政府としては相当私は考へておかなうぢやないかと思ふ。この点について私はこれ以上言いません。それについて自治省なり政府が――大蔵省も来てもらいたいというのはその点を大臣に聞きたいんですが、そういう場合に財源措置は考へるんだと、こういうことさへはつきり會議録にとめてもらつたら、私はそれでけつこうなんです。

○国務大臣(安井謙君)　これは先のことにありますと、いろいろ實際に應じてまた財源措置も考へなきゃならぬ面がないと断言はできませんが、たとえば、まあ三十七年度を例にとりまして、十五億程度の国庫補助に見合うものは当然保証されておりますし、追加経費というものは三十七年度に必要であるとは考へておらぬわけでありまして、また、三十八年度になりまして、今の国庫補助に見合う分の増額として三十億前後ということにも相なりますので、そういう意味から、目下のところ、私もこれが財政需要が各地方団体がやりくりできないものだというふうには考へておりません。

○山本伊三郎君　私は、そういう答弁じゃなくして、必ずそういう市町村が出てくると思つておる。その際、政府はそれはカバーしてやるんだと、こういうことさへ言つてもらつたらいい。

○国務大臣(安井謙君)　これは財政基準収支を検討いたしました結果、そういうことで赤字が出るということになれば、これは完全に補てんをする、こういうことでございます。

○山本伊三郎君　しつこいようです。それはどういふ措置ができますか。

○国務大臣(安井謙君)　目下のところ、交付税の配分基準でやると、こういうことでございます。

○加瀬亮君　ちよつと関連。この都道府県の不交付団体はやりくりがつくと思ふんですよ。市町村の中で不交付団体というものは、不交付団体という名のみのパスパスな線の団体があるんですね。だから、これは交付税はもらえないわけなんです。ところが、今のようなことで支出増になれば、当然赤字が出てくるわけなんです。これは、そうすると、交付税の交付団体として新しく認めるか、あるいは特別交付税の配付町村として認めるか、こういう措置が当然とられると考へていいですね。

○国務大臣(安井謙君)　そのとおりであります。

○山本伊三郎君　しつこいようです。これは将来必ず問題が起くることですから、繰り返して申し上げておきますが、かりにどういふ方法にしろ、政府はそういう場合には本法施行上に生じた問題については責任を持つ、こういうことで間違いないですね。

○国務大臣(安井謙君)　本法施行だけではありませんで、地方財政全体を見まして個々の財政についてはそれぞれ政府は財政手当をやつていくと、こういう建前であります。したがつて、本法施行につきましても責任をもつてやつていく、こういうことであります。

です。それについては、提案されてこういう財源増が生ずる。しかも生ずるのは追加費用とかいうそういう問題が生ずるのだから、これは当然その分については、総合的な意味でなくして、これだけはどうしても持たなきゃならぬという、こういう責任というものをとつてもらいたい、こういうことを言つておるんです。総合的に言つたら、やりくりして、これはこつちへ持つてくればいいじゃないかというところで指導では行政水準を下げてでもそのほうに持つていくということになるんですよ。過去の経験から、私、そう言つておらない。はつきりと本法施行上からきた負担であれば他のほうのそういう問題があつてもこれはこのまま認めるというこのことを一つ言つてもらいたい。

○国務大臣(安井謙君)　御承知のように、それぞれの団体の基準財政収支を考へまして、これが税収その他の要素によつてふえる場合、まかない得れば、これは交付税の対象にならない場合もありますし、それからそうでない場合はこれは当然基準財政収支から見ると必要になるという場合もありまして、これはやはり総合的な財政収支というものを考へないわけには参りません。これによつても赤字が出るというふうなものに對しましては、先ほど加瀬さんの御質問もありましたように、必ずはつきりとこれは政府は措置をする、こういうことに相なります。

○山本伊三郎君　しつこいけれども、当然国会が済んでしまつてこれがいつも問題になつて苦しんでいくのです。先ほど言つたように、この法律ができたらば、今まで恩給とかいうことで

年々幾ら出さなくぢやならぬというやうなそういう役割を地方団体では免れるんだ、先ほど言つた問題のあるこの平準保険料方式において負担金さえ出せばわれわれは責任がないんだというところで歓迎していると思ふんですよ。しかし、残るのは追加費用です。その追加費用については、当然法律が施行されればそういうものは地方公共団体いわゆる地方団体の債務として残つてくる問題ですね。その債務の処理が総額八千億ある。しかし、正確な計算ができるまでは暫定的に次年度は三十億程度、あるいはその次が幾らというところで出そうと、こういふんです。そういうものが新たに市町村の負担として出てくるんですから、こういうものについてやはり総合的なことを言わずに、そのことについては、ほかの財政需要はどうあろうとも、追加需要によつてこれだけふえましたと、こういうものについては私は政府としては責任を持つ責任があると思ふんですが、その点どうですか。

○国務大臣(安井謙君)　むろんその点は明確に財政需要の計算の計数として考へております。

○山本伊三郎君　私の言つたことをほかの立法論ではそうですといつてあなた言つたけれども、この問題になつてくると、基準財政需要額の算定基礎に入れるとか何とか言われまふが、基準財政需要額の算定の基礎に入れても實際はそうはいかないでしよう、現状は、(財政計画と決算なんかから見て)違ふんだと(と呼ぶ者あり)という点で市町村が本法を施行したあとで自治省にお百度を踏んでやらなくぢやない。しかも追加費用はどう出すかというところで相当問題が起くるので、

われわれとしては執拗にここで確認したいと思つてゐるんですが、大蔵省はどうですか。どういう考えですか。

○政府委員(谷村裕君) 安井大臣の言われたとおりと考えております。

○加瀬亮君 閣下。私がさつき伺つたのはその点なんです。競合するでしょう。一般行政費の財源になる交付税と、それから今言つた共済組合の費用に充てる交付税と競合するわけですね。たとえば、〇・一%で十五億というワケの中で共済組合の問題が解決できるならいいけれども、追加費用等それが三十億要る、四十億要るといふと、それが当然一般の交付税から割り戻しをしていかなければならないわけですね。そうすると、地方団体としては、一般行政費に使おうと思つて當てにしておつた交付税をさかなければいけない、こういうことになるでしょう。だから、大臣のおっしゃる通りに、計算の基礎に、今の追加費用をどうぞん入れてはじき出したところで、財源をくれないければ、地方ではやっぱり行政費を減らしていかなければならなくなる。そこで、その財源を、増加するに見合う財源というものを考へてくれないければ、地方団体の負担が増すだけではないかというのが山本委員の御質問の趣旨なんです。その点をもう少しはつきりさして下さい。計算だけではだめですよ、財源をどうしてくれるかということをおっしゃつていただかなければ。

○国務大臣(安井謙君) この交付税制度、今の基準財政需要、収入の關係といふのは、加瀬さんもう十二分に御承知のとおり、あるべき姿という要素を出しまして、それをそれぞれに計算してやるわけでありまして、した

がつて、その中には今度こういった共済組合關係の費用も当然はつきりとした要素としてこれを計算されるわけでありまして、ところが、一方収入につきましては、やはりこれは地方税の關係もございまして、また、その他の事情もあつて、いろいろ変更もしますから、それは両者を合わせた上でこの全体の交付税の配分額というものはきまることは御承知のとおりで、申し上げるまでもないと思ひます。この分のためだけにこれが幾らであるというひもつきで追給するわけに参らぬことはこれは御承知のとおりであらうと思ひます。

そこで、さつき小笠原さんが小さい声で、いや大きい声か言つておられましたが、そんな基準計算をやつてみて、決算と予算とはまるで違ふじやないか。これはあると思ひます。ありまして、まあおおむね今までの実績では、予想より、最初の予想したものより上回つた収入というものがおおむねの原則でございまして。しかしまあ、必ずしもそうではございません。それがまた突発事情によつて、そのほかの要因その他によつて、実際やつてみたらどうしてもその年度は赤字になるといふような要因が生じてくれば、これは先ほど御指摘の特別交付税といったようなものでこれを補給する場合もあるものでありまして、あくまでもこれは、その団体の基準に從つて全体計算といふものを離れて計算するわけに参らな

いのは御承知のとおりであります。はつきり項目を並べまして、また、実績がそれに合わないというような場合に、非常に赤字で困るというような場合には、特別交付税といったようなもので考慮する、こういうことであります。

す。(小笠原三男君) 交付税の総ワケはきまつてゐるんだと述べてあゝそれならそれもいいでして申し上げますが、きまつたその交付税のうちから、こちらがふえればこちらがへつて、これはきまつたものな御議論であります。が、そのために今の〇・三ふえたか〇・一ふえたか御議論のあるところであります。臨時なんでありまして、三%といふものは当然消えてもやむを得ないと思へば〇・四、六十億にふえた、これはこういう計算ができるわけでありまして。

それからもう一つ……何を言おうと思つたかな……、まあそういうようなことであります。

○山本伊三郎君 わかりやすくひとつ質問いたしますと、国家公務員の場合、先ほど答へられたように、次年度十億、二十億というように形で一応暫定的な措置をとつてゐるのです。で地方公共団体には、大体その数において三十億程度と云言われておる、再三ね。ところが、われわれとしては、もしこの本法ができなければ、あなた方が説明された〇・一といふものは本法できるために一応これは大蔵省からとつてきたんだ、こういう説明なんです、そうすると、もしこの本法が施行されなかつたら、〇・一はかりにないものとすれば、あとのもので今までの基準財政需要額に満つるようには交付税の配分をされておつたのです。これができたためにふえたのは十五億だと私は認識しておるのです。普通のわれわれの常識の考え方では、本法が施行されたために少なくとも追加費用だけでも三十億要るといふことを明らかにしたならばそれだけのものが別にやはり出

てくるというわれわれの頭なんです。これが本法施行されなければ、地方団体は〇・一がかりになつてもそれで行政水準維持するための運営ができるのです。地方交付税それだけのことで、できただけにその六十億のあれは、要するに四十五億といふものはほかのほうからさいてそれに回さなければいけません。これはどうですか。

○国務大臣(安井謙君) ほかの条件が動かなければそういうようなことがあ

ると思ひますが、これは交付税の計算いろいろございまして、たとえばことしの高校急増対策ではやはり九十億でしか、その交付税が増額になる。一体こんなものがほかのほうを食ひのじやないかという御質問には、予算委員会でも答へいたしましたように、まあ三十六年度に起債の繰り上げ償還百六十億といふようなものを見ておりましたが、これはまあ将来延滞するといふことになればその財源は浮くといふようなことでもあります。それからまた、今日のこの地元負担といつたようなものでたとえば三十七年度は百億を見ておられます。こゝろよりいふものにつきました。ただんだんとそういう地方負担も減つてくるといふような状況になれば、そういう財源がある。だから、われわれは、あらゆる要素を総合して計算をしてみて、一応これは仮定の上に立つたとしても、計算をした上で処理をします。その上でやつてみてどうしても個々の町村でもまだ足りないという部分があれば特別交付税というやうなものでもめんどろを見る場合もある。さらに全体計算ではどうしてもいかにぬという場合にはこれは交付税率を引き

上げるというやうな問題も起つてくる。あらゆるそのときの状況に応じて、それぞれの手を打つていかなきゃならぬ。あくまでしかし、この法律によつてふえる費用といふものの部分については十分計算の基礎に入れてあくまでも操作をやつて参ります。こゝろのことについては責任をもつてやりたいと思つておるわけでありまして。

○山本伊三郎君 そういふ答へでは今までの自治省の地方交付税に対する処置について考えると私は納得できない。

そこでですね、まあ結論だけ言つておきましよう。かりにそういう、われわれはまあ国が負担すべきである、と考へるべきであると思つておるのです。負担といふんです。さういふ処置をすべきである。しかし、これだけは言えるのです。追加費用については、これがどうであらうともその組合、当該組合については先ほど松浦課長が言つたように、それに按分したものは組合には渡すといふことだけはこれははつきり言えるのです。組合には、市町村のほうの財政事情はかりに、私は納得しないけれども、やるというのだからそれでもいいが、組合に対しては、追加費用としてそれだけのものは町村からそれを——都道府県も含めてですが——出すといふこと、これは確言できます。組合に対しては、

○政府委員(佐久間謙君) それはそのとおりでございます。

○山本伊三郎君 で、その場合です。一度そこに出すといふことははつきりしたので、そのために地方公共団体、地方団体が非常にまあ財政上苦しくなれば自治省としてはめんどろ見る、こういうことですね。

○国務大臣(安井謙君) そのとおりでございます。

○山本伊三郎君 それじゃ時間もまいぶ迫りましたから討論のときにいろいろ詳しくやるとして……

○委員長(小林武治君) それじゃ。

○山本伊三郎君 いやまだあるのですよ。これからまだあるのですよ。早く先に急ごうという事で……まだまだある。

それで次に、私はまあ条文に今まで一回も触れてないのですが、この第一の二項に、これだけが一つまあ何かのよりどころだと思ひますが、「国及び地方公共団体は、前項の共済組合の健全な運営と発達を図られるように、必要な配慮を加えるものとする。」と、これは先ほど小笠原委員が非常にしさいにわたって追及されたのですが、これは私共意にとつておるのです。監督とかそういうものではない。いろいろやはりこの運営についてはまあ困るといふか、いろいろ問題が出てきた場合には国及び地方公共団体はお世話をする、こういう意味にとつていいですね。

○政府委員(佐久間彌君) そのとおりでございます。

○山本伊三郎君 しかば、そういうお世話をするという範囲はどういうことですか。

○政府委員(佐久間彌君) これは一般的な考え方をここに明らかに規定をいたしましたわけでございます。いろいろなことが考えられるわけでございます。今御指摘のような財政上の措置をすることもその一つに入りますし、あるいは、その共済組合の事務につきまして、国や地方公共団体の施設のほうを利用させるというようなこと

も入りましようし、あるいは必要な技術的な援助をするといったようなことも入りましようし、それらすべてを包括した意味で書いておるわけでございます。

○山本伊三郎君 私は、この法律案全般を見てここで質問する時間がないから、ただ抽象的にあなたに伺います。この法律によつて、組合に対する監督権というものはある程度ここで盛っておられると思ひます。定款の承認とか、あるいは何か事前協議とか、あるいは事項があつてね。そういう場合に、われわれ一番心配するのは、地方自治法においては何ら、指導するということはあるけれども、監督ということはあり得ないのです。その場合に、その組合の理事長は原則としてその市町村長であると思ひ、代理者を選ぶ場合もあるけれども、そうすると、市町村長としては、地方自治法によつて、一切のそういう監督というものは、一切の排除してある。しかし、問題点は違ひけれども、同一人に対して、本法においては、相当監督する権限を持つてきた。そこで、私は法律上の疑義はないと思ひます。人格が違ひから、それでいいと思ひます。しかし、往々にして、それを通じていろいろ財政管理とか、そういうことから地方自治に對して主務官庁である自治省がいろいろ干渉することも憂えられる、そういうことは絶対ないという返事をするとはわかつておるのだが、実際そういう憂ひが私は出てくると思ひますが、この点について、これはもう大臣から、そういうことはやらないということだけ念のために聞いておきます。

○国務大臣(安井謙君) 組合の健全な発展のために得る限りのサービ

ス、助言はやるかもしれませんが、不当な干渉にわたるようなことは一切やりません。

○山本伊三郎君 それからもう一つは、この法律からくる問題ですが、先ほど小笠原委員からいろいろ追及されたが、公立学校、警察共済それから地方職員共済、これについては、これはもう問題は、われわれとしては許しがたいのだが、他の指定都市とかあるいは市町村の場合には独自の運用をできるといふ規定があるので、法律全般から見ると、この分は自治省も相当努力したといふことは認めますが、その場合に定款の審議決定権は組合にあると思ひますが、その点はどうか。

○政府委員(佐久間彌君) 定款は組合の議決を経なければならぬことになつております。

○山本伊三郎君 その場合、定款には、掛金あるいは負担金の、要するに率の決定、そういうものがうたわれておると思ひますが、その場合に組合の決定があつた場合に、それが監督権の発動によつてそれが示された資料、財源率の決定に出された資料ではないかという、そういうものが出た場合に、そういう決定をした場合にはどういふ措置をとるのか。

○政府委員(佐久間彌君) 定款の変更につきましては、認可を、主務大臣の認可を受けなければならぬことになつておりますので、認可をいたしました際に、そのような点は検討をいたしました上で、認可をされることにならうと思ひます。

○山本伊三郎君 それが、いろいろこの財源率について専門的に言われるが、私は専門家ではないのですが、いろいろ聞いたのですが、もうすでにこの財源率計算については、その確実なものではないといふことは先ほどの質疑で明らかにされたと思ひます。

○政府委員(佐久間彌君) 市町村につきましては、指定都市共済、あるいは市町村職員共済組合、それぞれ組合の単位がございしますが、指定都市の共済組合につきましては、その組合で決定をいたして参ります。市町村共済組合と都市共済組合につきましては、連合会単位で財源率の計算をいたすことになつております。

○山本伊三郎君 その場合に、おのの組合においてやつて、それがこゝろで示されたものと変わった結果が出てきたら、それはいけないといふ不認可——認可をしないといふことはできないと思ひますが、その点どうですか。

○政府委員(佐久間彌君) それは、お話のとおりでございます。

○政府委員(佐久間彌君) 高い結果が出ますれば、そのとおり引き上げるというところにならざるを得ないわけでありまして、上げることにしたいと思います。

○山本伊三郎君 高い結果が出ると、組合員も、その当該市町村も、負担が大きくなる。示されたこの案よりも多くなる。その場合……

○政府委員(佐久間彌君) そのとおりでございます。

○山本伊三郎君 どうするかという事です。だから私は、この法律案については、反対、賛成よりも、われわれは審議する資格——と言つておかしいのだが、ないといふのです。そうでしょう、高くなつた場合に、たとえば指定都市なりあるいは町村連合会が、この調査をして高くなつた場合、国会ではこういうことで全部納得したけれども、実際やつたら五・五よりも五・七、組合員も四・四よりも四・五に上がる、こうなつた場合に、だれがその責任を持つかといふことです。どうなるかわからぬでしょう、資料がないから。わかるなら言つて下さい。

○政府委員(佐久間彌君) 発足のときには、先日も申し上げましたように、市町村関係につきましては資料が不足をいたしておりますので、自治大臣の告示をいたしました事でもって発足をします。しかし、発足後直ちに調査をいたしまして、その調査の結果が出ましたならば、それを再検討をする、こういうことに考えております。

○山本伊三郎君 そがキー・ポイントです。私が言いたいのもそこだけです。再検討をすると言ひますが、再検討をするとした場合に、財源率は出てきた、しかも平準保険方式だから、だ

れもこれを見てもよくわかるものではない。そうすると、どうしても組合にこれを持たすというところは実情でできない。国家公務員の百分の四・四というところも、大体これでも不服はあるんです。問題は別にありますけれども、一応この法律案が通れば、それは義務的なものだという観念はすると思う。不満があっても、ところが、それ以上出さなくちゃならぬというものが出たときに、この法律を審議したわけであつたので、いや、あれはその資料がなかったもので、まあまあそれくらいでよろうといつて通したのだということが言えますか。問題はそこだけだ。

○政府委員(佐久間) 繰り返し申し上げたとおり、市町村につきましては、十分な資料を持ち合わせませんで、およその推量で大体はかと大差なからうということで暫定的に自治大臣の告示する率で発足をいたすわけでございますが。

○山本伊三郎君 それはいんです、だけれどもあとの問題。

○政府委員(佐久間) はあ、その後調査実績に基づきまして計算上それと違つたことになりましたれば、それに従つていくことになるわけでございます。

○山本伊三郎君 この問題はそれはどういふてもこの答弁は、私はできないと思うのです。私は最初この資料を見て冒頭に言つたように、私は必ずしも本法を出すというのなら、相当長い期間あつたのだし、そうしてこうだといふかりにそれは私は間違ひだとは言わぬが、一応間違ひのような形に答弁されておるが、間違ひのような資料も一応こうだといふことを出されたら、われわれに責任はな

い、責任ないという国会議員としてあまり言い過ぎかもしれないが、一応自治省としてはこういう資料であつたから、われわれは国会で通したのだ、通したというか、反対する場合は別として。しかし、資料がなくて幾らにきまらぬかきまらぬかわからぬというやうなものをこの国会で、いやそれはわからぬけれどもあとから再計算して、もつたらよろしいのだといふことで、立場を変えて考えたなら賛成、よろしい、と言えますか。何もわからない、どうなるかわからないんです、掛金率、負担金がわからぬ。

○政府委員(佐久間) 御指摘のやうなことをおっしゃる意味もよくわかるわけでございますが、資料は十分ではございませんけれども、大体資料の整つております地方職員共済組合の場合と大差なからうという見込みを持っておるわけでございます。

○山本伊三郎君 私は、あとで必ずこれは問題になつてくると思う。私の計算からいふても問題になると思う。これは短期給付と違つて長期給付ですから、その大きな動き方はないかわからぬが、この問題を公立学校、警察職員、私は脱退残存表でやつたけれども、非常に違ひのようです。それから私は最初国家公務員のあのデータをもつて調べた場合に、地方職員と、これは都道府県ですが、地方職員とまあその変わるまいという私は考え方でこの資料を見たのです。もうなりやうく見たのです。ところが、大きい開きがある。財源率から見ると、国家公務員の場合は、退職年金だけとつてても五・四・四くらいになると思ふ。それが地方職員の場合は、これは〇・〇・六三幾らになつてゐると思ふのです、二幾ら

になつてゐると思ふ。非常に大きい違いがあるのです。一%違つたら年間五億違ひのですからね。そういうことだから私は大体公立学校と地方職員に準じたやうなものであらうという考え方でやられたら大間違ひだと思ふ。そこで、私はまだ私自身も調査してないのだから言えない。そこで、そのやうなときに、それをだれが負担してくれるのかといふことがはつきりすれば、私はそれでいいのです。地方公共団体がそれを持つというなら、それでよろしいが、それを組合員の負担を四五・五五の割合でやるというのだといふうならば絶対承服できない。そんなことは言えません。この法律を審議した責任者として言えますか、そうでしよう。

○政府委員(佐久間) 先ほども申し上げましたように、おそらく地方職員共済組合と大差ないであらうという予想をいたしておりますのでお話のやうなことは起こるまいというふうに考へておるわけでございます。

○山本伊三郎君 この法律のキー・ポイントです。僕はあなたの言うとおりなら幸いです。しかし、私はさういふあなたの出したデータをずっと究明に見た上で、国家公務員と都道府県の職員とあれだけ違ひならば、国家公務員と都道府県の職員とは昔同じやうな形の職員であつたのです。市町村は非常に事態が違ひのようです。給与の点でも大きな開きがあります。それからやめる率もだいぶ違ひつてくるのです、町村になつてくると。その場合に、私は変わらぬといふやうな見方をすると、いふことは、あなたは専門家でないから私は言ひませんが、答弁として私ははなはだしく不満なんです。変わる

のが当然ですよ。これは国家公務員と都道府県の場合のやつがあまり変わつてない。ほんのわずかの財源率一%前後してゐるという点であれば私もそれでよろうと思ふ。公立学校の場合は若干違ひだらうという予想も私は私なりにしておつたのです。データを見るまでは違ひだらうとは思ひなかつたから。だから私は、最初から心配しておつたのは、できればそういう期間があるならば、あつてなくても早急にまたできます。抽出方法でやればできます。みんなが手を分けてやれば。私はここでそんなことを言つたら工合悪いが、正確な悉皆調査といふことはできませんが、それはわかるが、ある代表的な市町村なりさういふところを選んで、さうして二年なり三年の脱退率、退職率はわかりますから、さういふものを調べてさういふ資料がない限りは、私はこれはあなたを追及してやるわけじゃないのです。僕らがこれをきめる場合に、一体君らはこれを何の資料でやつたのだ、どういふ目安で法律を通したのだ、言われたときに僕らが言えない。その点は、私の言うことはわからないですか。

○小笠原三男君 時間ばかりたつてしまふが、行政局長、資料があれば仮定の問題は言わぬ、資料がないからどう動くかわからぬという、それはそのとおりなんです。それで動き方として予定よりも財源が必要だといふことになればその負担は団体とこの組合員に負担をかけるのか、かけるのですれば、この法律で示されておる数字とは違ひつてくる。それで、なおあなたたちは法律改正で相互救済だからお互いに持たせるのだといふならば、これは国家公務員に準ずるその他いろいろの論

議といふものは御破算だ、だから財源がふえる場合には、予定額だけは組合員から取るか、あるいはあとの不足分といふものはどうしてくれるのだ、それさえはつきりして言うてもらへば、さうならないことを願つておるあなた方としては痛くもかゆくもないことだ、われわれの心配に答へないと言ふ。言をそれしないで答へない。

○国務大臣(安井) ちよつとさきの仮定の問題で局長に、こうしますといふ返事を求められるのは少々無理かと思ひます。これは山本委員も御承知のとおり、相当大事をとつた計算であるといふことは大体認められておると思ふのです。したがひまして、むしろ将来の計算としては率を下げるというやうなことのほうが問題になるのじゃないかといふやうなことで、可能性としては、私は今御懸念のやうな場合は可能性はきつめてまゐらうと思ふのであります。しかし、これは先のことで、それから、一年や三年の間に起こつてくる問題じゃない。でありますから、一定の期間、一定のいろいろな計算をやつてみた結果、それは四四と五五の率のままではいけるのか、あるいはどうするのかわからぬことは、その時点においてもう一べん慎重に考慮する以外に、今ここで返事のしようがなからうと思ひます。

○山本伊三郎君 まあ大臣も十分実情といふますか、おわかりでないと思ふんです。私の言つてゐるのは、今までの資料をずっと調べて、さういふ資料であれば、これは間違ひだといふふうに認めれば別ですよ。安くなるというファクター、要素がないのです。市町村に比べればはるかに在職年数といふものは長い、これが大体常識的な考え方

なんです。安くなるというようないい考え方で、データも出さずにおいて、承認しようという事であれば、それは大間違いを起しますよ。だから私が言ひのは、……(千分の四四を動かさないと言えはいんです。それだけのことですよと呼ぶ者あり)

○国務大臣(安井謙吉) 今の、四四を動かさないという事をここで断言するわけに参りませんが、現在の法律の建前をできるだけ尊重していくように、そういう場合にはそういう場合で責任を持って処理をしたい、こういうのでございす。

○山本伊三郎君 僕は不可能なことだったからこんな執拗に言わないんです。必要な措置をとると言われま

が、これは法律上からいくとそうなのではない。その財源率の、出た財源の負担割合が四四と五五だということを条文にはっきり明記している。そのときに法律を変えるというけれども、これは直ちに財源率の計算をして出さなくては行けない。これは本法をかりに通されたとしてもそうでしょう。そうすると、財源率が上がれば、どうしてこの法律によつたら、それだけのものを義務を負わされるという法律になつてゐるんです。四四と五五というのは動かさない、これは政令の事項ではない。本法における大きな問題です。これは健康保険法においても、厚生年金保険法においても同じです。事業主と組合員の負担割合はこうだ、これをきめておかなければこれはもうできない。その法律はきまつてゐる。そうして支出費用をこうだといつて示された。これは覚えてゐるかどうか知らぬが、三共済は示されたところが、一

方のやつはないから、これはどうなるか。クエスチョン・マークだ。その場合に私は大臣の言うように渡ればけっこうです。減りません。しかし、それが高くなつたときに、だれが責任を持つかという事を、はっきり言ひておいてもらわないと、法律できまつたやつです。法律できまつたやつを、本人にとるとする。上がつたら本人にとるといふことですよ、法律は。これを法律をこえてどういふ措置をとれるかという事なんです。とれないです。いかに大臣、自治省といへどもこれはとれない。法律を変えない限りやれない。やれるならその措置を言つてもらいたい。

○国務大臣(安井謙吉) 法律というやつは、社会的に必要な時限で、最も適当としたものが、この国会の承認を得てできるのでありますから、これがまた絶対不変のものであると、簡単に考えませんし、それはそういうふうなあらゆる仮定の場合の問題をここで私も明確に議論をいたしたつて、明確な結論が出ようがありません。で、そういう必要な時点において政府は責任を持って善処をいたすということだけ確言をしておきます。

○小笠原二三男君 それは安井さん、仮定の問題だから云々というけれども、仮定の問題を問はせる責任は政府側にあるのです。政府側が資料を出しておれば何もこんな問題は質問する筋でない。ところが、かりに足りなくなつた場合には相互救済で、相互は負担増になるのだ。その社会的な、経済的な時限において直すとする、直していくのだ、いわば法律を直すんだという事なんです。ところが、もちろん

この立法の精神というものは、国家公務員に掛金率は準ずる。それから地方公務員は、教員であらうが、都道府県の職員であらうが、市町村の職員であらうが、一方公平の原則という筋がある、地方公務員として、便宜それを団体別に分けただけの事なんです。それを特定の団体は金が足りなくなつたから、これは法改正で負担割合をふやすんだ、あとのところは十分やつていけるのだからそれでよい、給付を長期に受けるのだ、こういう年金と申しま

すか、この共済組合の建前というものは許さない、この法律は。そこから聞いておることなんです。個々の団体が自主的に勝手に掛金率でも何でも動いていくという事なことをこの法律は予期してない、期待してないのだ。直るときには全部直らなくては行けない。だから安井さんの答弁は少しラフな答弁だと思ふ。そんならこの法律の建前はどうか。だから、私もさつきからなぜ何にも組み立てたかという、そうすると便宜これは組み立てた、それで間違ひがないと答弁をしてゐる。公平の原則がふつとんだら、こういうものはどんな意義がありますか。国家公務員と地方公務員、大別して二つに分かれるものだ、あとは便宜分かれたものを分けてゐるだけのものなんです。特定の団体には負担割合は大きくなるという法改正は断じて認められない。この法はそういう精神ではないのです。だからどうなるのだ。そのときには国が援助するなり何かお考えになるのか、受益者の側は四・五なり何なりきまつたらきまつた以上のものは出せないのだ、その建前からお考えいただきたいというのです。そう

○委員長(小林武治君) 速記をとめて。

○委員長(小林武治君) 速記をつけて。

○山本伊三郎君 今の大阪府の主計局長が言つたとおりなんです。(速記がないよと呼ぶ者あり)これは法律の建前は負担割合を四五、五五というのは鉄則なんです。これはこの種の制度としては、何で五五になつてゐるかというが、一〇%が国の補助だという考慮が入つてゐるのです。四五は、組合員と事業主の折半だという思想が流れてゐる。だからこれを法律で簡単に変えるという事なことになるれば、それで今私は執拗に尋ねてゐる。そこで私が言うのは、問題はこの法律のあ

る以上は私は何も言わなければ、どうなるかという仮定のものをここできめることはできないというのが私の主張なんです。それをあなたのほうは、そのときは善処します、こう言ひけれども、一体どういふ善処か、仮定の場

合善処はないんです。ただ、ここにゐるのは、法律はあるけれども、今暫定的にこういう資料もないしやるのだから、もしそういう上がある場合があつても、政府で暫定的に法律は法律とするが、それに対する組合員の負担を増加しないような方法を、何かの財源措置で考えるかどうかという以外には、政治的に解決する方法はありません、これだけです。

○国務大臣(安井謙吉) 今おっしゃる意味は、要するに、組合員にこれ以上過酷な負担をかけないように今後善意をもつて配慮しろ、こういうお説であらうと思ひますので、私もそういう

精神は体して、できるだけ今後措置していきたいと思つております。

○委員長(小林武治君) これにて質疑は尽きたものと認めて御異議ございせんか。

○委員長(小林武治君) 御異議ないものと認めます。

これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○鍋島直昭君 私は自由民主党を代表いたしまして、地方公務員共済組合法案及び地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法案に賛成し、あわせて附帯決議案を提出したいと思ひます。

地方公務員の退職年金等の制度についてどのような制度をとるべきかにつきましては、重大かつ種々の困難なる問題だと思ひます。すなわち、その団体数の多いこと、さらに職員の種類あるいは身分関係等がきつめて複雑なものとなつてゐる点でございす。しかし、この問題は地方公務員福祉の基本問題であり、ひいては地方自治行政に重大な関連を有するものであります。国家公務員関係については、すでに三年前から統一的な共済制度が採用されてお

り、一方、地方公務員についても地方制度調査会等の答申等もすでにあつたことは御承知のとおりであります。そこで今回多くの困難を乗り越えまして、統一的な地方公務員の共済制度の法律の提案の運びとなつたことは、まことに適切な措置であると思ひます。特にこの内容は、古い恩給制度のからを脱ぎ捨てまして、社会保障制度の一環としての共済制度によるこ

として、この点にも賛意を表する次第であります。しかしながら、この法律が今後全く問題を残さない完全無欠のものであるとは思われません。これは膨大なかつ複雑な対象を統一的に処理する場合に、やむを得ない点もあらうとは思いますが、また、根本的に新制度に切りかえるというところから生ずる幾多の問題が、その間にあるいは出てくると思うのであります。私は、法案審議の過程において問題となりました幾つかの点を取り上げ、これを附帯決議といたしまして、本法案施行の後、政府のすみやかなる善処を要望いたしまして、本法案に賛成するものであります。

附帯決議案を讀み上げます。

地方公務員共済組合法案、地方公務員共済組合法の長期給付に關する施行法案に對する附帯決議案

本法は地方公務員の福祉の根本に關するものであるから、その実施に当たり、政府は左の諸点について検討し、適当に措置すべきものと認め

一、減額退職年金は、本法施行後すみやかに再検討し、これが緩和について適当な措置を講ずること。
一、制度の本質にかんがみ、事務費、給付費および追加費用について国庫負担その他、万全の財源措置を講ずること。

一、長期給付の掛金率の引下についてあらゆる施策を検討すること。
一、運営審議会、組合会の民主的な運営をはかること。
一、組合等の資産の運用に當つては組合員の福祉の向上に万全を期すること。

一、外地にあつた南滿洲鐵道株式會社等に勤務してゐた職員について、も本法による通算措置を検討してその実現に努めること。

一、全国知事會等、都道府県、市及び町村の議長または長が全國または都道府県の区域ごとに組織してゐる団体、國民健康保險団体連合會その他地方自治關係団体連合會員についても共済制度を設けること。

右決議する。
どうか委員各位の御賛同を願ひ、討論を終ります。

○山本伊三郎君 それじゃ私、日本社會黨を代表いたしまして遺憾ながら本法案に反對の立場で意見を述べたいと存じます。まず、意見に入る前に、本法の審議にあたりまして、与黨の各位も非常に真剣にこれの問題について取組んでいただいたことについては私は心から敬意を表したいと思ひます。しかし、残念ながらこの法律案については幾多の問題点がございまして、時間がありませんで、質疑の中で私が、また、私の同僚議員がある一月に余る期間において述べられましたので、私は多くを述べたくはございせんが、まず、この本法を出すにあつての考え方として、従来の恩給制度はこれはいけなないんだ、新しい近代的な共済制度に変えらんだというこの趣旨については一面考えることもできま

は、この制度が切りかえられたそのことによって、非常に本人の負担率が増加される、自治省、文部省の説明によりますと、そのかわりに給付内容が非常に改善された。なるほど掛金というそのものの要素を除外すれば、なるほど今までの恩給制度から言へば、長期勤続に對する給付状態がよくなつてゐることは事実であります。しかし、それでさうえ、あまつさへかりに掛金という要素をのけても、新法と旧条例と比較してなおかつ下回るところの市町村もありません。これは今までの市町村、地方自治体の実態と云ふことからわれわれとして認めなくてはならない。國家公務員に準ずるといふけれども、地方自治体には地方自治体としてのやはり意義があるといふことからわれわれはこれについて猛烈に反對をしておりまして、

またまた自治省では、本法施行——かりに施行されるとしても、その前日までにいる組合員に關しては付加給付条例によつてこれを救済しようという措置を入れられたことについてはある程度の努力は認めます。しかし、掛金という要素をここに加味しますと、遺憾ながら掛金の上がつた率と給付の改善の率から見ると、われわれは決してこれは給付内容が改善されたとは言へないのであります。たとへば簡単な金額、例で申しますと、今回のこの保險システムによる掛金が年額五百八十億とかいわれておりますが、勘定のしやすいように五百億といひまして、従来の制度でいけばその負担率は二%です。それからいふやうな百億、本組合員は百億、それからそれ以外の地方公共団体あるいは國がそれ以外の四百億を持つ割合であることはこれは算術計算でわ

それから第二の問題として、小笠原委員なり各同僚委員が言われましたように、今度の制度によつてほとんど半分はひとしい費用負担をさせておきながら、組合運営においては、三共済においては全く一方的に政府の運用にまかすといふことであります。もちろん形式的には組合になつてゐるけれども、その運営する役員はすべて大臣の任命であります。しかも任命した人々は任命された運営審議会においてどういふ組合員の意見が反映するか。私は少なくともその財源の半分を負担すれば、それだけのものがこのまま発言権を持ち、議決権を持つ。民主的な組合の運営というものは当然そうあるべきだと思ふのだが、本法においては遺憾ながらそれが実現してゐない。これが第二点であります。

かと思ひます。それが今度は二・二五倍ですからその率でいくと二百二十五億、百億から二百二十五億、これはラウンド・ナンバーでございますが、それが組合員負担だ。一方、地方公共団体あるいは國が持つかどうかは別といたしましてそれが二百七十五億、ほとんど半額にひといふ負担が組合員にこれだけ転嫁されたのであります。それとすると、それらを勘案するとまだまだ改善の余地がある。そういう経過措置で付加給付条例を設けなくとも、それらを救済する本法の給付内容は改善されると私は考へてゐるのであります。しかし、池田総理もこの委員會に見えて、國の負担といふものはもうたえられないのだから、一応共済制度にして組合員にこれを持つてもらふこともやむを得ないといふ答弁をされました。一國の責任者としては、私はそういう答弁も無理だとは言つておりました。それほど恩給制度に對する問題があるならば、なぜ昭和二十八年に軍人恩給の復活をしたかと言ひたいのであります。しかし、私はここでそういう軍人恩給のことには触れません。これは別の問題として、私は問題はありますが……恩給制度が悪いのだ、今日は向かぬのだと言つておるけれども、一方において、そういうものを復活することについて、該當の利害關係のある地方公務員は何か割り切れないものがあると思ふ。恩給制度についてはその執着はないといひましても、一方ではそういうことを言つてゐるが、政府は恩給制度はもう近代的でないといふ点、説明は何かそこに割り切れないものを持つておると私は思ひますので、この点私は第一に指摘しておきたいと思ひます。

次には、財源の率の計算の問題であります。これはさういふん私が精確詰めて主張した問題でありますから多くは触れません。私は、今後問題の起る点は、恩給制度から共済制度になつて、保險数理の言葉を借りますと、標準的保險料方式になると當然この問題が大きく出てくると思ひます。これがもし充足されたならば、今までの恩給制度の場合は、こういうことは期待はできないけれども、自然、保險料方式ですから、負担金を組合員が負担しても、その負担は、何も財源に對して影響なく納めておつた、二%程度は、すべては國なり地方公共団体が責任を持つて、恩給なりあるいは年金を支出する義務が負わされておつたのでございしますが、今度の制度では、それがない、法文上何もない。それが私が非常に力を入れて主張したのであります。したがつて、財源率の計算が一つあや

まてば、将来大きな欠陥がこの組合の運営にもたらすことは当然でありま
す。しかし、幸いにして、この問題は
十年や二十年、三十年ではこれは出
てこないというきわめてけつこうな
ものになっております。したがって、本法を
施行する政府としては、そういう心配
は全然しておらないと思ひ、出てきた
ときには、もう立法に参加した人は、
ほとんどもう……、こういう言葉を
使つて失礼でございますが、国会議員
におけるといふよりも、この世の中にお
るかどうかわからぬという時代になつ
て、初めてこの問題が出てくるのであ
りますから、私はこの点は少なくとも
責任のある者としては考へて、嚴格に
この財源率の計算をすべきである。そ
れが今回の審議にあつて、私は驚い
たのでありますけれども、その財源率
計算の基礎になる資料すらここにない
というところは、われわれとしては、こ
の法案に反対するといふよりも、むし
ろ審議することすらわれわれとしては
避けるべきでなかつたかと思つておる
のであります。これが第三点であり
ます。

時間がありませんので、もうあと一
つくらいで終えておきますが、幾らで
も、十六ほどあるのですが、一つくら
いで終えておきます。

最後に資金運用です。これは他の同
僚議員も、とくと政府に質疑されまし
たが、先ほど、この前の委員会でも私
が申しましたように、膨大な資金が集ま
ります。かりに年間五百億という掛金
と負担率を合わせたものが、少な目に
見積もつて五百億といたしても、
二十年間には一兆八千億、そのうち退
職一時金がありますから、若干の資金
はそれにとられますけれども、この保

険料計算からいくと、私のこれも概算
ですけれども、三千億は二十年間には
出ないと思ふ。一兆五千億というもの
はそのまゝ残つて参ります。それがい
わゆる公立学校の分については四分の
一程度、文部大臣は大蔵省と折衝して
四分の一は資金運用部資金としてこれ
は使ひ、しかも本人にどれだけの政令事
項でこれが福祉事業に回されるか知り
ませんけれども、おそらく大半は地方
公共団体のいわゆる起債の資源になる
か、そういう方向に使われるのではな
いかと私は考へております。しかし、
それによつて、その職場を持つ
てゐる自分の地方公共団体の繁栄のた
めに、自分らの資金がかりに回つても
いいといたしまして、それがために今
まで政府が見ておつた、いわゆる財政
投融資は全然考へずに、一時これにた
よつてしまふという結果も考へられな
いこともないであります。私はそう
いふ点の運用については、単に自治、
文部だけではなくして、大蔵省も十分
考慮、協力をすべきだと思ふ。国家公
務員の例を申ししても、私は相当言
いたいことがございますが、本案に
関係がないので申しませんけれども、
資金の運用については、せつかく營々
としてためた資金、かりに一兆たまた
まは五千億ぐらいの金は組合員のもので
あるという考へ方からいくと、もう少し
資金の運用について組合員の福祉に
重点を置くべきだと思ふが、この問題
については、今後の問題でありますけ
れども、本案のこれを見ますと、本
人たちの福祉に回される資金というも
のはきわめて制限されると思ふのであ
ります。この点につきましても、われ
われ今日のこの法案の趣旨からいつ
て、この資金運用についてもわれわれ

としては納得ができません。この意味
で、私は反対の第四点として、これを
主張したいと思ひます。
そのほか種々ございますけれども、
せつかく手続の皆さん方も非常に審議
を熱心にやつていただいた、最後にな
りました。独自の附帯決議をつける
という、こういうことは、今まで私も
あまり経験をしたくないことございま
す。したがつて、われわれの立場を
離れば、この附帯決議に対しては、
われわれも賛同すべき点もありま
す。ありますけれども、この附帯決議
だけによつて、われわれの反対の要素
というものは消えるかといへば、先
ほど四点にわたつて言つたように消え
ません。その意味において、残念な
がら、せつかく御苦勞願つた皆さん方
の附帯決議であるけれども、これに対
しても私は賛成をしたい立場でありま
す。

最後に、自治省、文部、あるいは、
特に私は技術関係で苦勞された人々に
對して、反対の立場であるけれども、
私はその苦勞をねぎらつておきたいと
思ふ。この本案の作成といふものにつ
きましては、相当私は精魂を傾けてお
つたと思ひ、これは大臣とか行政の局長と
か課長ではないです、ほんとうにこ
れをやつた技術屋といふものは、ほん
とくに精魂を傾けてゐると思ひ、にも
かかわらず、国会できわめてするとい
う追及をされて、一身に非常に苦しみ
胸に抱いておられるのであるならば、
その点は私も無理であらうと思ひ、こ
ういふ資料を整えないやうな、そん
な内部の運営の状態といふものは、こ
れはわれわれとしては考へなければい
けない。また、自治大臣も考へなければ
ならぬ、文部大臣も考へなければな
らぬ、ほんとうに本案の精妙な、基礎
的なものをやるものについては、一体
各両省においてどれほどの今までそれ
に対する協力なりしたかといふと、私
は全然知りませんでしたけれども、そ
れだけのことはしてないと思ひ、もし
それと考へてゐるならば、これくら
いの資料、また、全然資料がないとい
うことはない、この責任は決して技術
者の問題ではなくて、自治大臣、文部
大臣両大臣なりあるいは政府委員の十
分反省をしてもらいたいところであり
ます。私は質疑に際して相当鋭いこと
で追及しておりますけれども、将来を
おもひばかり、この組合がほんとうの
組合員のものになるがためにも、ま
内閣委員から地方行政委員会に来てあ
まり言つと差しかえがあるかもしれ
ませんけれども、私は非常にこの問題
について愛着を持つております。これ
は戦前からいふまでも私は愛着を持つ
ておりましたので、私はこの法律案をこ
りつぱなものにしてもらいたい。年金
哲学といふわけではありませんが、
日本では非常に年金制度について
関心がない。今度の場合でも、これ
は地方公務員といふ公務員の範囲に
限つておるからあまり世論に影響あり
ませんけれども、国民年金になります
と、それと大きい関連性がある。そう
いふ意味からもできるだけの民主的
な、しかも内容の完備したものを作
らうといふ私はその熱意は、わが党の各
委員は持つてこの委員会に臨んだので
あります。残念ながらわれわれの目
的は達せられず、かような法案が出ま
したので、一応われわれとしては党を
代表しまして反対の態度を表明するも
のであります。

○委員長(小林武治君) これにて討論
は終局したものと認めて御異議ござ
いませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小林武治君) 御異議ないと
認めます。

これより採決に入ります。地方公務
員共済組合法案及び地方公務員共済組
合法の長期給付に関する施行法案、両
案全部を問題に供します。両案を原案
どおり可決することに賛成の方の挙手
をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長(小林武治君) 多数でござい
ます。

よつて両案は多数をもつて原案ど
おり可決すべきものと決定いたしました
。

なお、諸般の手続等につきまして
は、先例により、これを委員長に御一
任願ひたいと存じますが、御異議ござ
いませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小林武治君) 御異議ないと
認め、さう決定いたしました。

次に、鍋島直昭君の討論中にありま
した附帯決議案を議題といたします。
鍋島君提出の附帯決議案を本委員会の
決議とすることに賛成の方の挙手を願
ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(小林武治君) 多数でござい
ます。

よつて附帯決議案は多数をもつて本
委員会の決議とすることに決定いたし
ました。

ただいまの決議に對し、自治大臣及
び文部大臣から発言を求められており
ますので、両大臣の発言を許します。

○国務大臣(安井謙君) 本案の成立に際しまして、審議の過程を通じ、非常な各委員から貴重な御意見の開陳をいただきましたことは多く敬意を表しますと同時に、厚く感謝を表する次第でございます。

なお、この七項目にわたる附帯決議につきましても、慎重に検討いたしまして、善処いたしたい所存でございます。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) ただいま自治大臣から申し上げましたと同じ趣旨において、私も善処したいと思ひます。

○委員長(小林武治君) なおこの際、委員長として一言申し上げます。

両法案は、地方公務員の利害と地方財政に重大な關係を有することにかんがみまして、約一カ月にわたり当委員会としてはほとんど前例のないほどの熱意をもってこれが検討に当たりましたが、その質疑ないし討論にはきわめて傾聴に値するものがあるのでありまして、したがって、これが実施に当たれる政府当局としては、謙虚にこれを検討し、將來の改善等を十分に考慮の上、実施に遺憾なきよう配慮せられることを要望するものであります。

なお、この際、委員各位の今日までの真摯なる御努力に対し、委員長といたしまして深く敬意と感謝の意を表するものであります。

ありがとうございました。(拍手)
次回は、四月二十四日午前十時開会とし、本日はこれにて散会いたします。

午後六時二十九分散会

昭和三十七年四月二十七日印刷

昭和三十七年四月二十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局